

別冊1

アンケート・インタビュー結果

目次

第1 アンケート質問事項	1
1 質問事項1	1
(1) 日本企業.....	1
(2) 在留邦人.....	8
2 質問事項2（現地日系法律事務所）	14
3 質問事項3（ラオス日本人会、日本人商工会議所）	18
4 質問事項4（司法省、最高人民裁判所）	19
第2 アンケート質問事項への回答、分析及びインタビュー	21
第2-1 質問事項1 への回答結果の分析	21
第2-2 質問事項2 への回答及びインタビュー	22
第2-3 質問事項3 への回答及びインタビュー	25
1 ラオス日本人会	25
2 ラオス日本人商工会議所	26
第2-4 質問事項4 への回答及びインタビュー	28
1 ラオス司法省	28
2 ラオス最高人民裁判所.....	29
第3 日本企業へのインタビュー	32
第3-1 日本企業A社.....	32
第3-2 日本企業B社.....	34
第3-3 日本企業C社.....	36

別冊1 アンケート・インタビュー結果

第3-4	日本企業D社	37
第3-5	日本企業E社	39
第3-6	日本企業F社	40
第3-7	日本企業G社	41
第3-8	日本企業H社	42
第4	在留邦人へのインタビュー	44
第4-1	在留邦人A	44
第4-2	在留邦人B	46
第4-3	在留邦人C	47
第4-4	在留邦人D	49
第4-5	在留邦人E	50
第5	在ラオス公的機関へのインタビュー	51
第5-1	在ラオス日本国大使館	51
第5-2	JICA ラオス事務所	52
第5-3	JETRO ビエンチャン事務所	53
第6	ラオス政府機関（司法省、最高人民裁判所以外）へのインタビュー	54
第6-1	証券取引監視委員会事務局	54
第6-2	商工省企業登録管理局	56
第6-3	商工省国内商事局	58
第6-4	計画投資省投資奨励局	61
第6-5	最高人民検察院	64
第6-6	商工省知的財産局	65
第6-7	ラオス日本センター	67
第6-8	技術通信省デジタル技術局	68
第7	ラオスで勤務する弁護士へのインタビュー	70
第7-1	ラオス弁護士会	70

別冊1 アンケート・インタビュー結果

第7-2	ラオス法弁護士A.....	73
第7-3	ラオス法弁護士B.....	74
第7-4	外国法弁護士A.....	75
第7-5	外国法弁護士B.....	77

第1 アンケート質問事項

1 質問事項1

(1) 日本企業

Q1 御社自身について

- 1 御社の事業形態を御教示ください。
 - ラオスに事業所を構えている。
 - 事業所はなく、ラオス企業に委託して事業を行わせている。
 - ラオス企業との合弁で事業所を設置している。
 - その他（ ）
- 2 ラオスに事業所を置いている場合、その事業所の性質を教えてください。
 - 法人格のない事業者
 - ラオス法に基づく内国法人
 - ラオス法に基づく外国法人
 - その他（ ）
- 3 従業員（アルバイトを含む。）は何名いますか。
 - 5名以下
 - 6名以上20名以下
 - 21名以上50名以下
 - 51名以上100名以下
 - 101名以上
- 4 資本金の額はいくらですか。（日本円換算で）
 - 個人事業主であって、資本金はない。
 - 100万円以下
 - 100万円を超えて1000万円以下
 - 1000万円を超えて5000万円以下
 - 5000万円を超えて1億円以下
 - 1億円を超える。

Q2 法的問題の実情について

- 5 ラオスにいる間に直面した法的問題について教えてください。（複数回答可。）（※直面した法律問題がなかった場合は、なしとご記載下さい。）
 - 起業

- 投資
- 取引
- 貿易
- 労務
- 債権回収
- 撤退
- その他 ()

6 ラオスにいる間に直面した法的問題について、選択された問題の具体的なトラブルの状況を記載してください。（※直面した法律問題がなかった場合は、なしとご記載下さい。）

()

7 よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

- 民法、企業法等の基本法令
- 知的財産法令
- 競争法令（独占禁止法等）
- 投資関係法令
- 特別な契約法令（電子取引法、証券取引取引法等）
- 刑事法令
- その他 ()

8 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

- 政府のホームページ
- 公刊されている法律集や法律書
- ラオス政府に直接聞く。
- 在ラオス日本大使館やJETRO 窓口に尋ねる。
- ラオス法弁護士に聞く。
- ラオスにいる日系法律事務所に聞く。
- アクセスする方法がない。
- その他 ()

9 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない又は著しく困難である。
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない又は著しく困難である。

その他 ()

10 ラオス法令の法的安定性についてどうお考えですか。

法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。

法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。

法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。

その他 ()

11 ラオスの裁判制度についてどうお考えですか。

判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。

判断は安定しているが、費用や時間がかかり、リーズナブルではない。

費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。

費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。

その他 ()

Q3 相談先について

12 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

相談したことがある 相談したことがない

13 法的問題に直面した際、誰かに相談したことが「ある」と回答した場合、その相談先を教えてください。（複数回答可）

勤務先

保険会社

ラオスの警察など現地政府機関

ラオスのコンサルタント

ラオス法資格の弁護士

ラオスの税理士・会計士事務所

在ラオス日本大使館

ラオス JETRO 事務所

ラオスの日系法律事務所

日本にいる日本法弁護士

ラオスの法律専門家

大学等学校

その他 ()

Q4 日系法律事務所の活用の有無について

14 現地の日系法律事務所を活用されたことがありますか。

はい いいえ

15 現地の日系法律事務所に相談した理由を教えてください。

- 日本語で相談したかったから。
- 日本人特有の事情に明るいと思ったから。
- 日本人弁護士を紹介してもらったから。
- 専門家に相談するのが一番だと思ったから。
- その他 ()

16 相談してみた満足感はいかがでしたか。

- 満足している。
- まあまあ満足している。
- 満足していない。

17 現地の日系法律事務所に相談してみて、「満足している」と答えた方に質問します。

相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

- もともと顔見知りであった。
- 知り合いから紹介してもらった。
- 日本の法律事務所から紹介してもらった。
- JETRO や在ラオス日本大使館に紹介してもらった。
- 自分・自社で独自に調べた。
- その他 ()

18 現地の日系法律事務所に相談してみて、「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由はなんですか。

()

19 ラオスの日系法律事務所に相談しなかった理由を教えてください。

- 費用が高いから。
- 弁護士以外に相談した。
- 弁護士に相談するのは敷居が高い。
- 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った。
- 解決までに時間がかかる。
- ラオスでの問題について詳しいとは思えないから。
- 日系法律事務所が現地にあることを知らなかったから。

その他 ()

Q5 ラオス法弁護士の活用の有無について

20 法的トラブルに直面した際にラオス法資格の弁護士に相談しましたか。

相談したことがある 相談したことがない

21 法的トラブルに直面した際にラオス法資格の弁護士に相談したことが「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。

- ラオス法の問題についてはラオスの弁護士に相談すべきだから。
- 日本法弁護士より詳しいと思ったから。
- ラオスの弁護士を紹介してもらったから。
- 日本法弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから。
- その他 ()

22 法的トラブルに直面した際にラオス法資格の弁護士に相談したことが「ない」と回答した場合、その理由を教えてください。

- 外国語で相談するのに抵抗があるから。
- コストがかかるから。
- 知っている弁護士がいない。
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから。
- その他 ()

23 ラオス法資格の弁護士に相談してみた満足感を教えてください。

- 満足している。
- まあまあ満足している。
- 満足していない。

24 ラオス法資格の弁護士に相談してみて「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由を教えてください。

- 費用が高かった。
- 日本人特有の事情に明るくなかった。
- 言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった。
- 弁護士としてのクオリティに問題があった。
- その他 ()

Q6 公的機関（在ラオス日本大使館・JETRO）による支援について

25 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在ラオス日本大使館やJETROに相談したことがありますか。

相談したことがある 相談したことがない

- 日本語補修校
- 現地日本人
- 日本人商工会議所
- 在ラオス日本大使館
- ラオス現地の日系法律事務所
- 日本人弁護士、又は日本人職員がいる現地の法律事務所
- どこでもよい。
- その他 ()

Q8 紛争解決制度等

34 ラオスの裁判制度に関わったことがありますか。

- ある ない

35 ラオスの裁判制度に関わったことが「ある」と回答された方について、裁判所の場所（ヴィエンチャン首都等）、関わった紛争の内容（貸金の返還等）、弁護士の利用の有無、裁判に関わってみての感想を御記入ください。

()

36 ラオスの経済紛争解決制度（※）に関わったことがありますか。（※経済紛争解決法に基づき、司法省傘下の経済紛争解決センターなどで仲裁又は調停により紛争を解決する手続です。）

- ある ない

37 ラオスの経済紛争解決制度に関わったことが「ある」と回答された方について、経済紛争解決の場所（ヴィエンチャン首都等）、関わった紛争の内容（貸金の返還等）、弁護士の利用の有無、経済紛争解決制度に関わった感想を御記入ください。

()

Q9 金銭等の要求について

38 ラオスの政府職員や取引先の企業から、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことはありますか。

- ある ない

39 ラオスの政府職員や取引先の企業から、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことが「ある」と回答された方について、金銭等を要求された状況について、御記入ください。

()

40 ラオスの政府職員や取引先の企業から、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことが「ある」と回答された方について、金額はどのくらいでしたか。

()

41 ラオスの政府職員や取引先の企業から、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことが「ある」と回答された方について、要求された通貨を教えてください。

ラオスキップ アメリカドル 日本円 タイバーツ その他 ()

(2) 在留邦人

Q1 あなた自身について

1 あなたが滞在している理由を御教示ください。

- 日本企業等の駐在員（経営者含む。）
- 駐在員の家族
- 学生
- その他 ()

Q2 法的問題の実情について

2 ラオスにいる間に直面した法的問題について教えてください。（複数回答可。）（※直面した法律問題がなかった場合は、なしとご記載下さい。）

- 滞在資格
- 身分関係（現地でのもの）
- 身分関係（日本にいる親族との間のもの）
- 労務問題
- 交通事故
- 貸金
- 不動産（賃貸借）
- 取引
- 労働
- 刑事
- その他 ()

3 ラオスにいる間に直面した法的問題について、選択された問題について具体的なトラブルの状況を記載してください。（※直面した法律問題がなかった場合は、なしとご記載下さい。）

()

4 よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

- 民法、企業法等の基本法令
- 知的財産法令
- 競争法令（独占禁止法等）
- 投資関係法令
- 特別な契約法令（電子取引法、証券取引取引法等）
- 刑事法令
- その他（)

5 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

- 政府のホームページ
- 公刊されている法律集や法律書
- ラオス政府に直接聞く。
- 在ラオス日本大使館やJETRO 窓口に尋ねる。
- ラオス法弁護士に聞く。
- ラオスにいる日系法律事務所に聞く。
- アクセスする方法がない。
- その他（)

6 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない又は著しく困難である。
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない又は著しく困難である。
- その他（)

7 ラオス法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることではない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。

法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。

その他（ ）

8 ラオスの裁判制度についてどうお考えですか。

判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。

判断は安定しているが、費用や時間がかかり、リーズナブルではない。

費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。

費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。

その他（ ）

Q3 相談先について

9 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

相談したことがある 相談したことがない

10 法的問題に直面した際、誰かに相談したことが「ある」と回答した場合、その相談先を教えてください。（複数回答可）

勤務先

保険会社

ラオスの警察など現地政府機関

ラオスのコンサルタント

ラオス法資格の弁護士

ラオスの税理士・会計士事務所

在ラオス日本大使館

ラオス JETRO 事務所

ラオスの日系法律事務所

日本にいる日本法弁護士

ラオスの法律専門家

大学等学校

その他（ ）

Q4 日系法律事務所の活用の有無について

11 現地の日系法律事務所を活用されたことがありますか。

はい いいえ

12 現地の日系法律事務所に相談した理由を教えてください。

日本語で相談したかったから。

- 日本人特有の事情に明るいと思ったから。
- 日本人弁護士を紹介してもらったから。
- 専門家に相談するのが一番だと思ったから。
- その他 ()

13 相談してみた満足感はいかがでしたか。

- 満足している。
- まあまあ満足している。
- 満足していない。

14 現地の日系法律事務所に相談してみて、「満足している」と答えた方に質問します。相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

- もともと顔見知りであった。
- 知り合いから紹介してもらった。
- 日本の法律事務所から紹介してもらった。
- JETRO や在ラオス日本大使館に紹介してもらった。
- 自分・自社で独自に調べた。
- その他 ()

15 現地の日系法律事務所に相談してみて、「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由はなんですか。

()

16 ラオスの日系法律事務所に相談しなかった理由を教えてください。

- 費用が高いから。
- 弁護士以外に相談した。
- 弁護士に相談するのは敷居が高い。
- 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った。
- 解決までに時間がかかる。
- ラオスでの問題について詳しいとは思えないから。
- 日系法律事務所が現地にあることを知らなかったから。
- その他 ()

Q5 ラオス法弁護士の活用の有無について

17 法的トラブルに直面した際にラオス法資格の弁護士に相談しましたか。

- 相談したことがある
- 相談したことがない

18 法的トラブルに直面した際にラオス法資格の弁護士に相談したことが「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。

- ラオス法の問題についてはラオスの弁護士に相談するべきだから。

トラブルに巻き込まれている事をなるべく周囲に知られない方法で相談したい。

その他 ()

25 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。

()

26 ラオス現地の窓口がどこにあると利用しやすいですか。

日本人会

日本語補修校

現地日本人

日本人商工会議所

在ラオス日本大使館

ラオス現地の日系法律事務所

日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所

どこでもよい。

その他 ()

Q7 紛争解決制度等

27 ラオスの裁判制度に関わったことがありますか。

ある ない

28 ラオスの裁判制度に関わったことが「ある」と回答された方について、裁判所の場所（ヴィエンチャン首都等）、関わった紛争の内容（貸金の返還等）、弁護士の利用の有無、裁判に関わってみての感想を御記入ください。

()

29 ラオスの裁判以外の紛争解決制度（例えば、村や群の調停制度）に関わったことがありますか。

ある ない

30 ラオスの裁判以外の紛争解決制度（例えば、村や群の調停制度）に関わったことが「ある」と回答された方について、紛争解決の場所（ヴィエンチャン首都等）、関わった紛争の内容（貸金の返還等）、弁護士の利用の有無、紛争解決制度に関わった感想を御記入ください。

()

Q8 金銭等の要求について

31 ラオスの政府職員などから、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことはありますか。

ある ない

32 ラオスの政府職員などから、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことが「ある」と回答された方について、金銭等を要求された状況について、御記入ください。

()

33 ラオスの政府職員などから、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことが「ある」と回答された方について、金額はどのくらいでしたか。

()

34 ラオスの政府職員などから、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことが「ある」と回答された方について、要求された通貨を教えてください。

ラオスキップ アメリカドル 日本円 タイバーツ その他 ()

2 質問事項2 (現地日系法律事務所)

基本的質問事項 (ラオス現地日系法律事務所)

1 事務所の規模等

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

- 日本法弁護士による法律事務所として独立した形態
- ラオス現地の法律事務所との共同事業形態
- その他 ()

Q1-1 あなたの事務所に所属している日本法弁護士数を教えてください。

- 1名のみ
- 2名～5名
- 6名～10名
- 11名以上

Q1-2 あなたがラオスで法律事務を取り扱っている期間はどの程度ですか。

- 1年未満
- 1年以上3年未満
- 3年以上5年未満
- 5年以上

2 取扱案件の件数

Q2 あなた（又はあなたの事務所全体）が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。

- 1件もない。
- 1件～10件
- 11件～20件
- 21件～30件
- 31件～40件
- 41件～50件
- 51件以上

Q2-1 Q2で回答した件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

- 1件もない。
- 1件～10件
- 11件～20件
- 21件～30件
- 31件～40件
- 41件～50件
- 51件以上

3 取扱案件の種類

Q3-1 Q2（事務所における取扱案件全体）で回答した件数のうち、受任した件数の多いものを3つずつ御教示ください。

（企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退 その他（ ）

（在留邦人） 滞在資格 身分関係（現地でのもの） 身分関係（日本にいる親族との間のもの） 労務問題 交通事故 貸金 不動産（賃貸借） 取引 労働 刑事 その他（ ）

Q3-2 Q2-1（日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の多いものを3つずつ御教示ください。

（企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退 その他（ ）

(在留邦人) 滞在資格 身分関係 (現地でのもの) 身分関係 (日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産 (賃貸借) 取引 労働 刑事 その他 ()

4 受任している件数の推移 (現地において3年以上活動している方向け)

Q4-1 Q2 (事務所における取扱案件全体) の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

- 増加している (どの程度)
- 減少している (どの程度)
- 変化がない。

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業) 起業 投資 取引 貿易 (通関) 労務 債権回収 撤退 その他 ()

(在留邦人) 滞在資格 身分関係 (現地でのもの) 身分関係 (日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産 (賃貸借) 取引 労働 刑事 その他 ()

Q4-2 Q2-1 (日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件) の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

- 増加している (どの程度)
- 減少している (どの程度)
- 変化がない。

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業) 起業 投資 取引 貿易 (通関) 労務 債権回収 撤退 その他 ()

(在留邦人) 滞在資格 身分関係 (現地でのもの) 身分関係 (日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産 (賃貸借) 取引 労働 刑事 その他 ()

5 法令や裁判制度について

Q5-1 ラオスの法体系について教えてください。

- 成文法体系 (大陸法系)
- 判例法体系 (英米法系)
- その他 ()

Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

- 政府のホームページ
- 公刊されている法律集や法律書
- ラオス政府に直接聞く。
- 在ラオス日本大使館やJETRO 窓口に尋ねる。
- ラオス法弁護士に聞く。
- 日本法弁護士に聞く。
- アクセスする方法がない。
- その他 ()

Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない又は著しく困難である。
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない又は著しく困難である。
- その他 ()

Q5-4 ラオス法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他 ()

Q5-5 ラオスの裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。
- 判断は安定しているが、費用や時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他 ()

3 質問事項3 (ラオス日本人会、日本人商工会議所)

<p>1 日本人会や商工会議所の規模等について</p> <p>Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください。 ()名 ()社</p> <p>2 相談窓口、支援窓口の有無について</p> <p>Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない</p> <p>Q2-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。 ()</p> <p>Q2-2 「ある」とお答えになられた場合、直近1年間の利用実績を御教示ください。 ()件</p> <p>内訳</p> <p><input type="checkbox"/> 相談のみ ()件</p> <p><input type="checkbox"/> ラオス現地の弁護士の紹介 ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 日本法弁護士の紹介 ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 公的機関(日本大使館、JETRO)を紹介 ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 法曹以外の専門家の紹介 ()件</p> <p><input type="checkbox"/> その他() ()件</p> <p>Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。 <input type="checkbox"/> 需要がないから。 <input type="checkbox"/> 需要はあるが、ノウハウや予算がないから。 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。 <input type="checkbox"/> 自主的に設置する予定がある。 <input type="checkbox"/> 日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。 <input type="checkbox"/> 予定はない。</p>
--

4 質問事項4 (司法省、最高人民裁判所)

1 所掌事務について

Q1 貴庁の所掌事務の概要について教えてください。

()

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

成文法体系 (大陸法系)

判例法体系 (英米法系)

その他 ()

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか (例: 公刊物、インターネット、六法)

()

法律については公開されている。

→ どのように公開されていますか (例: 同上)

()

公開されていない。

Q3-1 公開されていない法令や通達を一般の方が知る方法がありますか。

法令の所管省庁に問い合わせる。

現地の法律事務所に調査させる。

その他の方法 ()

アクセスする方法はない。

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる。

→ どのように公開されていますか ()

最上級審のみ公開され、一般の方が誰でもその内容を知ることができる。

→ どのように公開されていますか ()

別冊1 アンケート・インタビュー結果

第2 アンケート質問事項への回答、分析及びインタビュー

第2-1 質問事項1への回答結果の分析

別冊2を参照のこと。

第2-2 質問事項2への回答及びインタビュー

2023年6月1日14時（日本時間）において、ラオス現地の法律事務所と提携している日系法律事務所のメンバーである日本人2名（いずれも日本法弁護士ではない。そのうち1名のみが現地に常駐している）より以下の回答を得たうえ、同人らとの間でインタビューを実施した。

1 事務所の規模等

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

- ラオス現地の法律事務所との共同事業形態

Q1-1 あなたの事務所に所属している日本法弁護士数を教えてください。

- 0名

Q1-2 あなたがラオスで法律事務を取り扱っている期間はどの程度ですか。

- 5年以上¹

2 取扱案件の件数

Q2 あなた（又はあなたの事務所全体）が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。

- 21件～30件²

Q2-1 Q2で回答した件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

- 21件～30件

3 取扱案件の種類

Q3-1 Q2（事務所における取扱案件全体）で回答した件数のうち、受任した件数の多いものを3つずつ御教示ください。

（企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退 その他（ ）

（在留邦人） その他（受任していない）

Q3-2 Q2-1（日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の多いものを3つずつ御教示ください。

（企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退 その他（ ）

（在留邦人） その他（受任していない）

4 受任している件数の推移（現地において3年以上活動している方向け）

Q4-1 Q2（事務所における取扱案件全体）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

¹ 日系法律事務所と提携している在ラオスの法律事務所としての実務期間、とのことである。

² 質問の件数であり、その全てが受任につながるものではない、とのことである。

- 変化がない。
- Q4-2 Q2-1（日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。
 - 変化がない。
- 5 法令や裁判制度について
 - Q5-1 ラオスの法体系について教えてください。
 - 成文法体系（大陸法系）
 - Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。
 - 政府のホームページ
 - ラオス政府に直接聞く。
 - その他（官報）
 - Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。
 - ない。
 - Q5-4 ラオス法令の法的安定性についてどうお考えですか。
 - 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
 - Q5-5 ラオスの裁判制度についてどうお考えですか。
 - 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。

（インタビュー）

Q3に関して、在留邦人の案件を受任しないのは収益を立てるのが難しいため。離婚、相続、刑事事件などの相談はあるが、事実関係が複雑なものが多い。大使館等で無料法律相談の機会が提供されれば、それなりの需要はあるのではないかと。なお、商工会議所会員である日本企業向けには年に2度ほどセミナーを実施しているが、現地駐在の人員も年々変化しているため重要なテーマについて繰り返し実施している。

Q4-1及びQ4-2に関して、コロナを経た前後でも案件数に変化はない。コロナ禍にラオスから撤退した日本企業も多いと聞いているが、事務所のクライアントはラオス内需型企業（ラオスに根差しラオス国内需要獲得に特化した企業）が多いため、コロナ禍後も大きな変化がなかった。

Q5-3及びQ5-4に関して、法令は一応形式として整っており官報等で公表されてはいるので情報の取得はできる。ラオスの問題は、法令と実務と乖離にある。実務は商慣行にのみ依存し、法令は殆ど参照されないといい。特に政府系の契約実務において、政府職員は法令を参照せずに独自の大義名分で判断を下す印象。

Q5-5に関して、事務所として裁判の対応実績があるが、書面の送達から機能していない。判決言渡日に出廷したら判決はまだできていないと言われたこともあった。また、金銭の供

与を求められたこともあった。ラオス法弁護士がラオスの裁判例を参照するケースは殆どない印象。経済紛争解決（EDR）制度の対応実績もあるが、裁判所より若干スピーディーであったが判断がやや政治的であった印象。

弁護士法上の要件が厳しいため、外国人の弁護士はほぼ全く存在しないと言っていい。韓国人の外国法弁護士を1名知るのみである。外弁規制は、規制の例がなく、ほぼ存在しないと言ってよいのではないか。

この20年で、日本企業の進出が殆どなかった状態から、200社程度までには増えたが、日系の法律事務所としてあまり大きな変化を感じていない。一方、中国企業の進出スピードは速く中国の法律事務所はかなり増えてきている。ラオス政府も中国企業の進出を脅威に感じ、一定の規制（例えば環境規制など）を講じているようである。

第2-3 質問事項3への回答及びインタビュー

1 ラオス日本人会

2023年7月4日、ラオス日本人会の代表者（約15年に渡りラオスと関わりを持っている）との間で、インタビューを実施した。

1 商工会議所の規模について

Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください。

176名³

2 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。

■ ない

(Q2-1 及び Q2-2 について略)

Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。

■ 需要がないから。

Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

■ 予定はない。

(インタビュー)

日本人会の会員数は、コロナ前は240名ほど在籍していたが、コロナにより多くの日本人が帰国してしまい、2022年には87名まで落ち込んだ。現在まで少しずつ増えはじめた。日本人会のホームページ上、日本人会会員であるかを問わず、また日本に在住している者からも含めて、メールによるお問い合わせは受け付けているが、法律相談を想定したものではない。日本人会員であればメーリングリスト上お問い合わせを受け付けているが、法律相談を想定したものではない。

在留邦人において法的なサービスのニーズがあるかというところとわからない。企業、JICA、JETRO、大使館に属している人は、コミュニティを通じて解決することが多いだろう。家族も含めて一切これらに属していない日本人は20名程度。何らかの困りごとがあった場合は日本人の詳しい人を探す、というのが通常の対応であり、法律的に解決しようという発想がほと

³ 面談実施日現在であり、そのうち大人が118名とのことである。面談日以降、日本人会の体制が変わり、ラオス在住か否かに関わらず、従前ラオス日本人会に加入していた者なども日本人会に参加できるようになった(本文第3章第2参照)。

んどないのではないか。そういう人たちはラオス語に堪能であることが多く、ラオスでのコネクションを築いていることが多い。

私自身も個人的にラオス法弁護士を使用した経験があるが、細かい問題に対応できない、解決策を提示することをせず、できるかできないかしか言わないといった印象。ラオス法弁護士に対する期待が持てず、ニーズがないこと、また司法も機能していないことから、法律的な解決が求められてこなかったのではないかと。ラオス法弁護士が力量をつけることが最も重要ではないかと。

もし在留邦人に対して無料の法律相談会を実施するとしたら、そういった情報が知れ渡れば、例えば近隣トラブルの相談などで利用されるかもしれない。領事への問い合わせはそれなりの数あるようだ。そのような法律相談会の実施に際して、日本人会のメーリングリスト上で情報を提供することは可能。

なお、個人的には、日本企業に対する法律相談の方が利用されるように思う。

2 ラオス日本人商工会議所

2023年6月2日、ラオス日本人商工会議所事務局より、アンケート結果を取得した上、同月14日、同事務局長（ラオス滞在歴が20年に及ぶ）との間で、インタビューを実施した。

1 商工会議所の規模について

Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください。

110社

2 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。

■ ない

(Q2-1 及び Q2-2 について略)

Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。

■ 需要はあるが、ノウハウや予算がないから。

Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

■ 日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。

(インタビュー)

Q2-3、Q2-4に関して、日本企業に対する法律セミナーの需要はあるだろう。税務、会計関係、労務関係などは特にある。実務での注意点がまとまっていると有難い。ラオス法制度の基本的な解説も、駐在員が入れ替わることとの関係で、継続的に必要性がある。現在も、日系法律事務所との間で商工会議所が共催する形で、JETROが予算を提供して、オープンセミナーを実施している。今後、法律事務所の選択肢が増えることは望ましく、それによりセミナーも増やせると良い。現在も、新しい会社法についてアップデートしたいとの要望がある。そのような要望はJETROに個別に入ってくるものもあれば、商工会議所の理事会などで出てくるものもある。無料法律相談のニーズもあるのではないか。関心事項が重なり、重複した相談となることもあるかもしれない。

なお、在留邦人に対する無料法律相談のニーズもあると思われる。ビザの問題のほか、日々の暮らしの中でのトラブルに関する相談があると思われる。NGOなどでトラブルの解決のメカニズムが構築されている場合、そこに在籍する日本人は問題ないが、そうでない場合、滞在が長い人の経験談に基づく、なんとなくの解決が行われることが多く、直近の法律に基づく解決がなされていない印象である。

コロナ禍を経て、ラオスに進出している日本企業が減った印象はない。コロナで工場をたたんで撤退した企業もあるが、新規企業の参入も多い。

ラオス法令へのアクセスに関して、法律レベルで9.5割程度アクセスできるが、法律以下(大臣令など)の下位法令では3割に満たない。新聞などで内閣(政府)会議を通ったなどの情報を得て、個別に探っていくことが多い。最近では、省のホームページへのアクセスがしやすくなっており、司法省の官報よりもそちらに更新されることも見られ、官報に掲載されないものもある。そのほか、企業が独自に下位法令制定の情報を入手して商工会議所内で共有することもある。

法令の形式面は整えられてきたが、それが実務で反映されていない。官吏の中には法律があることを知っている人と知らない人がいて、後者は、当然に法律に基づかずに実務をやる。前者は、自分に都合の良い部分だけを良いところ取りして法律を使う、不都合な部分、義務を負う部分については見ないことも散見される。特に現場レベルでは運用がバラバラで話が進まないことが多い。困った場合は局長レベルに相談して仲裁をしてもらう。

裁判など紛争の話はあまり耳にしない。従業員との雇用トラブルがあった、というような概要しか耳にしない。賄賂の話もあまり耳にしない、あまり巻き込まれていないのかもしれない。

ラオス経済が活性化するには輸出入の円滑化がポイントではないか。安い人件費や魅力的な製品があっても、輸出入にコストと時間がかかっているのは投資されない。国境の手続などで無駄をなくし電子化を進めることが重要。

第2-4 質問事項4への回答及びインタビュー

1 ラオス司法省

2023年7月6日、民法典起草に中心的に関与した司法省の要職にある者との間で、インタビュー（30分）を実施した（英語）。概要、以下のとおりである。

基本的質問事項4（司法省、裁判所等）

1 所掌事務について

Q1 貴庁の所掌事務の概要について教えてください。

民法典や村の紛争解決制度〔村落調停〕に関する事務等について所掌している

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■ 成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）

（国民議会ウェブサイト、司法省ウェブサイト上のオフィシャルガジェット）

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 公開されていない。

5 その他現地ラオスの実情に応じた調査事項

（インタビュー：民法典施行後の運用についての課題等について）

2020年の民法典施行により2005年担保取引法の一部の規定については民法典によって置き換えられたが、依然、同法の効力は残ったままである。その結果、2011年担保取引法の実施に関する規則の効力も残ったままとなっており、民法典との適用関係の整理を行う必要がある。

また、民法典の実施のために土地登記制度が機能することが不可欠であるが、世界銀行の支援によりオンライン登録制度の整備が進んでいる。おそらく民法典の規定に従い、例えば、担保制度であれば、（土地）抵当権や（土地）質といった区別に従って作られていると思うが、まだわからない。また、現時点では、天然資源環境省土地局が起草を進めていた土

地法下位規則 500 号はまだ制定されていない。同省の法令局にも確認したがまだ発行されていないとのこと。

裁判手続において民法典に従った紛争解決がされているかはわからない、そのような運用になっているとは思いますが裁判所に確認してほしい。

司法省は、村落調停制度に際して、村の調停員のためのハンドブックを作成したが、この中には民法典に関する記載はない。もちろん民法典に基づいて調停を進められればいいが、そのハンドブックはより形式的なものであり、民法典についての説明をそこに入れても混乱するだけだと思い、入れていない。

司法研修所や司法省の研修などで民法典に関するトレーニングを進めている。マニュアルを作成しテキストにも民法典の内容を加えている。

2 ラオス最高人民裁判所

2023年7月11日、最高人民裁判所の要職にあった者との間で（同年6月末定年退職）、インタビュー（60分）を実施した（日ラ通訳）。概要、以下のとおりである。

基本的質問事項4（司法省、裁判所等）

1 所掌事務について

Q1 貴庁の所掌事務の概要について教えてください。

民事事件、刑事事件、商事事件、家事事件、行政事件、労働事件、少年事件等を処理する。

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■ 成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）

（国民議会ウェブサイト、司法省ウェブサイト上のオフィシャルガジェット）

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 公開されていない。

5 その他現地ラオスの実情に応じた調査事項

(インタビュー：裁判所における事件処理、民法典施行後の運用、判例、ラオス法の運用についての課題等について)

裁判所における外国企業の商事事件は、商事事件全体の5%から10%くらい。消費貸借契約の事案が多く、中国、ベトナム、タイの事件が多い印象である。ビジネスに関わる案件は処理が難しい。裁判所内では民事訴訟法と民法典を中心に処理し、他の法律に関わる場合もあるが、専門家、すなわち当該政府機関の職員を選任して助けてもらう。投資関連や財産の評価など任命して助けてもらうことが多い。

次に、2020年5月27日に民法典が施行され、適用に関して裁判所での運用が改善したかについてであるが、法律行為が施行日の後であれば民法典の適用がある⁴。村や司法局における調停で処理されることが多いため⁵、まだ裁判所に来ている事件は多くない。いまだ裁判所においても民法典に関する問題点が明らかになっていない。もっとも、裁判所において運用する必要が出たときのための準備が進められている。地方において民法典の普及をしている。また、JICAプロジェクトで作成した民法典の逐条解説書があるので各裁判官が理解しやすいと思う。個々人で勉強することが重要である。正しく民法典が理解されて裁判所が運用することが投資の観点でも重要であると理解している。地方の裁判所で処理に問題が生じたときに最高裁に質問が来るような事例は、最高裁で通達を作成、発布して、運用を統一している。さらに、毎年、裁判官大会議があるので理解が難しい問題については議論して理解を統一するようにし、Q&A集を作成して配布している。これに従って、全国の裁判官は運用することとなる。

判例について、以前から判決を公開する計画があったが進んでいない。現在、最高人民裁判所のホームページ上に掲載されているいくつかの判決は、サンプルであって、判例ではない。この主な理由は、人材、IT関係の職員が少ないことが挙げられる。公開するのはまずは最高裁の判決を考えている。(調査実施者のベトナムや中国のように判例を選定することは考えているかという問いに対し明確な回答はなかったが)法律上、最高裁の判決が判例となる規定としているが⁶、実務では、最高裁が出す通達が判例に近いものではないかと思う。判決、通達、Q&A集を全て公開していくことが理想である。通達が公開されたら、ビジネス取引をする人にとってどのように判決が出されるかが明らかになるメリットがあることも理解している。

ラオス法の運用については、ラオス法の作り方の問題がある。国会は全てのことについて完全な法律を作りたい、実務はまだ出来ていないけれど、そうなるように進めましょう、と

⁴ 民法典第630条第2項(本文第2章第1の3参照)。

⁵ 市民間の小規模な事件であれば、村落調停や司法省下部組織である郡司法局の調停によって紛争解決を図ることが通常である。

⁶ 人民裁判所法(2017年、2022年一部改正)第12条第2項。本文第1章第2参照。

いうように規定を作るので、実務がそのとおりに進まない。ビジネス取引、投資などの観点から、ルールのとおり進まないとゲームに参加しにくいという問題がある。形式的な定めをしており実質的にはそうではないというのは大きな問題。法令に基づき要請して政府機関に実務を改善してもらうほかないし、そのような改善の提案は可能である。

運用が法令どおりにいかない最も大きな理由は、個人的には、手続、プロセス（受理、検討、決定）の問題ではないかと思う。検討には時間がかかるし、決定した場合は書類を作成する必要がある。プロセスが多すぎるし、各担当に権限を与えていない。手続に関するガイドラインがあったとしても運用できない可能性がある。商事事件の処理について15日以内検討、刑事については1か月以内など、裁判所のマニュアルもあるが、実際できていない。処理に忙しいし、現実にも合っていない。検討する時間がないし、内部会議も多すぎる。公務員でも、給料が少ないから、農業など他の業務をしなくては生活していけないし、子どもの迎えにもいかないといけない。（調査者が、日本も会議が多いが、現実に合わせてマニュアルを変えていくのはどうか、と質問したことに対し）日本は、実務的な問題があるところに合わせて法律を作っていくが、ラオスは隣の国など周りを見て法律を先に作ってしまう。そこが問題。

第3 日本企業へのインタビュー

第3-1 日本企業A社

2023年6月27日、ラオスに進出して約4年になるサービス業のA社との間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

弊社が直面する法律問題は多岐にわたる。まず、日本人従業員のワークパミット（労働許可証）の発行やビザ申請にかなり時間がかかること。手続のために、1か月ほどパスポートを政府機関に提出したままにすることもよくある。会社の事業許可の取得、定款や登記事項の変更についても、非常に時間がかかる。また、雇用関係で、例えば退職金の支払いであったり、有給休暇の買い取りであったり、判断に迷うことがある。さらに、ラオスにおいて個人情報やソフトウェアの取扱いについてグレーな部分が多い。なお、弊社として紛争に巻き込まれて裁判所を利用したようなことはない。

このような法律問題が生じたときの対応としては、弊社の場合は、弊社内で対応する、法律事務所に外注する、パートナーであるラオスローカル企業に対応を依頼するという3つがある。法律事務所については、フランス系の事務所を使っていたことがある。必ずしも日本人や日系法律事務所でなくても、英語がある程度使えて、その事務所がラオス人弁護士と調整してうまく解決してくれれば、依頼することに支障はないと感じている。ただ、日系法律事務所のニーズはあると思う。日本語でスムーズにやり取りできるということも大きい。ラオス国内マーケットのみをターゲットとせず、日本を事業の中心としながらラオスで製造し日本へ輸出するような位置付けの会社は多いと思う。そのような会社にとって、日本法とラオス法の両方を理解しているというのは非常に助かる。また、ラオス国内で外資との契約を締結することもあるので、ラオス法とその国の法律を理解している必要がある。

なお、中国企業のラオス進出は非常に多く、政府系のビジネスは中国企業がかなりの部分で押さえてしまっている印象がある。

ラオスは、政府が法律を守らないという印象。特に税務局の職員については法律を知らないで運用が適当である印象であり、会計事務所を通じて法律の存在を知らせて、正しい税率での執行を促したこともあった。法令があっても、ガイドラインがなかったり、システムが法令どおりに機能していなかったり、といったことに原因があるように思われる。その会計事務所への対応のように、ラオス弁護士が法律を根拠に政府機関と交渉する、といった場面もあり得るのではないかと。

日本の弁護士や法律事務所に期待することは、法律の運用面でのバックアップ。法令のアップデートは、担当省庁に法令を取りにいかないとわからないことは多いものの、そのこと自体は認識しやすくなってきた。しかし、実務運用についてはまだまだわからないことが多い。特に、企業法、労働法、税務、会計といった分野の実務運用についてはニーズが大きい。

これからのラオスにとって、教育が一番重要だと思う。国としての人材開発マスタープランがないように感じる。弊社は、大卒レベルの人を新卒で採用したいが、大卒でも要求レベルに満たない人は多いし、本当に優秀な人は、新卒でタイやベトナムに行って就職してしまうようだ。ラオス国内にホワイトカラーが活躍できる受け皿としての企業が少ないという問題もあるが、教育レベルを全体として底上げすることが重要。

第3-2 日本企業B社

2023年7月3日、ラオスに進出して数十年になるグローバル企業のB社との間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

弊社においては、その業態上、企業法上の問題や法人税に関する問題は発生しないが、従業員回りの労働法や社会保険法に関する問題、具体的には、日本人スタッフのビザや労働許可証に関して、またラオス人スタッフとの労働契約締結に関し法的なニーズがある。また、弊社のビジネスライセンスとの関係では投資奨励法に基づくライセンス更新の手続が必要となる。通常、計画投資省による手続は遅々として進まない。ライセンスがない状況となるのは弊社のコンプライアンス上避けたいといけなないので、法令で要求されている手続期間よりもさらに遡って手続を開始している。

以上のような法律的な問題への対応については、日系の法律事務所と国際系の法律事務所の2つを使っている。日系法律事務所を利用するメリットを挙げるならば、費用感というよりも、国際系にはないニュアンスを理解してもらえること、柔軟性をもって対応してもらえること、といった点が大きいように思う。法律事務所を使用するのはリーガルオピニオンを取得する場合があるためである。弁護士を紛争解決のために使用したことはなく、裁判所の利用もない。

ラオスの法令については、法令の規定（特に大臣合意の規定）が不明確であり、似たようなルールが複数あるうちどれが最新で効力があるのかわからない、また、省庁間にわたる規制について矛盾重複しているといった問題があるが、最も深刻なのは法令の運用がその法文に整合していないことではないか。例えば、外国通貨管理法に、取引はキープでなされなければならないことが規定されているが、実際はそのような運用にはなっていない。ラオスの法令制定プロセスとして、どれだけの民間のニーズが反映されて制定、改正されているのか疑問である。有機的につながった法令をどのように機能させていくかを検討しなければならないと思う。

日本企業の支援に対する日本の弁護士の関与、例えば無料の法律相談を提供することについてはニーズがありそうである。各法令について先例を踏まえてどういう解釈になっているのか、裁判所で何らかの類似の判断があったのかということ、ラオス語を解する弁護士がアドバイスできると良いのではないか。

今後のラオスについて、短期的には、産業の活性化が最も重要だと思う。輸出国として外貨を稼いで国の財政を安定化させないといけな。現在も主要産業は水力発電だが、太陽

光、風力などで更に強化したり、山岳部の農産物をビジネスとして販売していく体制を構築したり、といったことが考えられる。観光業についてはラオスでお金を落としてもらうものがまだない印象である。また、近時のキープ安は深刻であり、去年はガソリン不足にもなったが、国として輸出誘導型の為替政策も考えなくてはいけない。ベトナムも為替政策を経てドン安と向き合い輸出国への変貌を遂げている。また、中長期的には、教育の問題が重要ではないか。インドのように算数にもっと力を入れて論理的な思考を学ぶのがいいのではないか。優秀な人材が出てきてもラオス国内で受け容れる企業がなく人材が流出することもまた問題であるので、産業の発展が基盤にはなる。

第3-3 日本企業C社

2023年7月4日、ラオスに進出して数十年になるグローバル企業のC社との間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

弊社は、その業態から法律上の問題が生ずる場面があまり多くはないが、労働法の関係についてその対応で悩ましい問題に直面する。特に、ラオス人スタッフの労務管理について、給与水準をどの程度に設定するか、時間外勤務手当を支給すべき場合であったか否かなどで問題になることがある。ラオス人ドライバーに関しては法定の労働時間を超えて労働をさせないように配慮しなければならない。それらの問題に関して法律事務所の方に意見を尋ねたことはあるが、明確な回答は得られなかった。法律やその運用が不明確なのでそのような対応にならざるを得ないかとも思っている。

ビジネスライセンスの取得、更新に際しても非常に時間がかかる。ラオス政府との間で実施している官民合同対話でも良く議論になるが、条件があいまいであるから明確にしてほしいと要求している。法定の申請時期に提出しても到底間に合わず、期限までにライセンスが更新できないと問題なので、自主的にかなり早いタイミングで提出し、催促してようやく対応してもらっている状況。また、弊社は、政府機関との付き合いもあるので贈収賄についても慎重に対応している。贈収賄の認定の明確な基準を知ることはできないが、記録、報告を徹底するなどして予防策を講じている。加えて、弊社に関してではなく個人的な話にはなるが、日本からEMSで郵送した荷物を受け取る際に不可解な対応をされ、法的な根拠なく付加金を請求されそうになったこともある。法的安定性はほとんどないと言っても良いかもしれないと感じたことの一つ。

ラオスにいる日本企業は、全般に、企業法や労働法関係についての困りごとは多いと思うので、日本の弁護士による法的サービスに対するニーズはあるだろうと思う。英語で国際系の法律事務所をお願いすることも考えられるが、専門用語を使って英語でコミュニケーションをするのは難しいし、ニュアンスも伝わりにくい。その意味で、日本人の弁護士と日本語でコミュニケーションできるメリットは大きいと思う。

第3-4 日本企業D社

2023年7月8日、ラオスに関与して約20年になる貿易業等を営むD社との間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

ラオスは、法令は整ってはいるが運用が恣意的であるという印象。ラオスでのビジネスをうまくやるには、法令だけでなく党や政府との人脈があり、政府との交渉でバランスが取れるラオス弁護士が必要。もし係争になってもそのような弁護士がいれば裁判所や検察との間で有利な結果を導ける可能性が高いと思う。ラオスでは、立法、行政、司法が党の方を向いて仕事をしているから、そのような結果になる。以上の状況から、日本が支援して起草した民法典などが社会に浸透していく、民法典に従って色々な物事が運用されていくにはかなりの時間がかかると思う。

日本企業がラオスにおいて巻き込まれる紛争として、売買などでの金銭の支払いに関するもの、金銭の貸付けで土地や車を担保にしたが返さないというものが多いと聞く。紛争の中には背後に政府関係者が関わる場合もあって、関係者同士で落としどころを探りながら協議で解決することもある。そのような場合は、経済紛争解決センターなどの紛争解決機関を和解のための書面を作成するためだけに利用する。そうすることで裁判と同様の効力を持つことになり法的な拘束力も生まれる。

日本の弁護士、日本の法律事務所に対するラオスでの法令サービスに関するニーズはあると思うが、優秀なラオス人弁護士や会計士と関係を作って、実際の交渉の中で解決していくことが重要ではないか。日本からの投資案件では、日本の弁護士が入って契約書を作りラオス語に翻訳したものに従って政府との契約を締結して進めることがある。例えば、太陽光等の再生可能エネルギーのプロジェクトで日本の補助金などを得る形で行い、当初はプロジェクトの利益に対して税金をかけないという契約を締結するのだが、政府内の調整がついておらず、やはり免税ではできない、というような話が後から出てくる。日本企業は、一般に、政府との裁判に持ち込みたくないから解決できない。そのような法運用が日本からの投資を妨げていると思うが、日本の弁護士が現場の中で解決できるようになっていくと良いと思う。

労務周りでは、従業員が退職時にノウハウや顧客情報を持ち出して独立したり競合他社に入社したりして、有利な取引条件でビジネスを始めてしまうことがある。全般に、ラオス従業員に対する労務管理は、就業規則や契約書を作るだけでは足りない、時間をかけて教育し覚えてもらうしかないと思う。そもそも、基礎教育の段階で法律の知識が乏しいので、国民一般にそのようなものを周知するのも良いかもしれない。

ラオス全体で賄賂は減ってきたようだが、子や孫を通じての利益供与はまだまだ多いようだ。公務員の給与が低すぎることに原因があると思う。

ラオスは、これからの時代に不可欠なエネルギー、水、食料が十分にある。エネルギーは、水による売電が中心ではあるが周辺国への需要があるし、水自体をタイなどに引いて売る計画もある。食料は農業をビジネス化して価格が安定化させ輸出できるようになればまだまだチャンスはあると思う。

第3-5 日本企業E社

2023年7月18日、ラオスに関与して約15年になる衣料品業等を営むE社との間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

弊社は、ラオス人パートナーとの共同出資による会社として創業しており、ラオスにおける法的な手続はそのパートナーの主導で行ってきたので、法的なトラブルに巻き込まれたことはなく、手続的な負担を感じたことも特になかった。そのラオス人が政府当局との折衝なども含めて、うまく処理してきたのだと思う。ラオス人スタッフとの関係も良好で労務問題が生じたことはない。工場で働くラオス人は一般に欠勤率が高いが、どのように彼女ら彼らを動機づけるかということに頭を悩ませることはあっても、賃金の問題や契約終了のトラブルなどは生じたことがない。

会計税務については、これまで使っていたラオス人の会計士が制度変更についていけておらず、専門家としてのスキルに問題があるように感じていたので、新しい先に切り替えたところ非常にうまくいっている。

日本弁護士や日本の法律事務所へのニーズは、信頼のおけるラオス人パートナーがいない場合はあると思うが、パートナーがいる場合はさほどないかもしれない。弊社はこれまで法律事務所を顧問としたり相談したりことはなかった。ラオスでビジネスをするにあたっては、何より、日本ではなくラオスでの事業であることを認識し、優秀なラオス人を活用してラオスの特性に合った対策や事業計画を立てることが重要だと思う。

ラオス法の運用については、政府当局が発布する通達に詳細な説明がなく、どのように対応すべきかわからないことが多かった。窓口となっている担当官にも情報が下りてきておらず、通達自体を認識していないこともある。

今後ラオスが発展していくには、まず、ラオス政府自身の透明性を向上させ、利権や賄賂の問題を解消させることが重要だと思う。また、経済的に過度に依存している中国との関係はリスクしかないので、これをどう整理するかも重要ではないか。

第3-6 日本企業F社

2023年11月15日、ラオスにおいてラオス政府とともに合弁事業を営むF社との間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

当社は、ラオス政府との間で合弁事業契約を締結し、ラオスにある合弁企業に役員を送っている。当該合弁企業は、ラオス政府から出向している政府職員と協働してマネジメントをする必要があるが、政府からの様々な形での介入があり、企業内のガバナンスに苦勞している。ラオス国内の利権が渦巻くラオス国家事業の一つである一方で、日本のODA事業とも関係が深く、一つ間違えば国際問題にも発展しかねない難しい問題を多く抱えており、純粋な日本企業とは異なる考慮が必要になっている。そもそも合弁事業契約において、当該企業の役員の構成や重要事項の全会一致による決定など運営の重要事項について合意しているにもかかわらず、それを潜脱する形でラオス政府側の役員を増やそうとしたり、ラオス側だけで事業を進めようとしたりする。当該企業は顧問弁護士を置いていないが、合弁事業契約に明らかに反した動きをしようとしたときには、国際系法律事務所から意見書を取得したことがあった。また、役員が事業資金を不当に流用するようなケースや取引先から不当に訴訟提起されたケースなどがあったが、話し合いを含めて様々な手段で対応している。

ラオスにおける法律家に対するニーズとしては、政府との何らかのパイプを持っているということが重要になることは間違いがない。しかし、法律を盾に争うことができる場面も多いこともまた確かであるので、ラオス法を熟知し、ラオス法弁護士との人脈を有する日本法弁護士が紛争解決の糸口として活躍する余地はあるのではないかと。実際に適切なラオス法弁護士を紹介してもらったことがきっかけで事態が一気に好転したケースもあった。

第3-7 日本企業G社

2023年11月16日、ラオスにおいて約10年間インフラ系事業を営むG社との間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

当社は、日本を含む複数国の企業を株主とする特別目的会社であり、事業の性格上、多数の契約書に事業活動を依拠しており、またステークホルダーが多国籍にまたがることから、会社設立準備時点より国際系の弁護士事務所を固定的に使っている。現在、係属している用地取得関連の訴訟が数件あり、その内容に鑑み、上記とは別のラオス法弁護士に依頼しているが、裁判結果はその弁護士や裁判官の属人的性格によって左右される場合が多いと認識している。裁判の場面で日本法弁護士に依頼するというのは考えにくいし、当社の性質上日本人のみで運営することができないので、裁判以外の場面で日本法弁護士を使うとしても、対内的・対外的な追加説明が必要になると思う。

日本法弁護士への期待があるとすれば、日本政府と連携して法令面のビジネス環境の整備への寄与が考えられる。ラオス政府は、各省庁間、部署間、中央政府と地方政府など、縦横の調整ができていない。法律では殆ど規定がないのに下位法令でかなり強力なものが出てきたり矛盾したりする。日本の内閣法制局のような調整機能を果たせる機関があると良いのではないかと。司法省のオフィシャルガジェットもビジネス関連法の英訳を早く出してほしいと思っている。JICAプロジェクトがやっているラオス六法の日本語訳も有用で参照しているが、基本法が中心でビジネス法はあまりフォローされていないようである。また、ラオス法に精通している日本法弁護士の法律セミナーや法律相談の窓口があれば助かるし、常設の窓口ができれば日ごろのお悩み相談所として機能すると思う。

ラオスにおける課題の一つ目は、ラオス人材の育成にあると思う。地政学的にも不利なラオスにおいては教育面で支える必要があり、例えば、就労支援、農業指導、地域住民の支援、会計士の育成、英語教育などが有用だろう。二点目は、投資を呼び込むための法令の整備である。日本企業は、本社から要求されるコンプライアンス水準が厳格である関係で、そもそも法令がないと投資ができないし、投資した後も社内体制の整備や意思決定に際し障害が多い。これらの分野で、日本政府や日本法弁護士への期待は大きい。

第3-8 日本企業H社

2023年11月17日、ラオスにおいて数十年間にわたり商社事業を営むH社との間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

当社は、日々生じる労務関係の問題において、日系法律事務所に相談して解決することがある。ラオスの労働法制は、労働者保護に厚すぎ、他国との比較においても企業側にとって負担が大きい。例えば、時間外労働手当や疾病休暇の取得、退職金の金額などである。このような問題の対応にはラオス人スタッフとの関係なので弁護士に相談をせざるを得ない。また、関係会社がラオスに進出したときにも、従前お世話になっていた経緯と他の選択肢について知見がなかったことから、同じ日系法律事務所を使ったことがあった。場合によって国際系法律事務所も合わせて使っている。企業法回りのライセンス取得や総会、取締役会等の準備、対応といった部分での弁護士ニーズはあると思う。さらに、訴訟を含む紛争解決についてはラオス法弁護士を使っている。パフォーマンス次第では他のラオス法弁護士を使う可能性はある。

ラオス法の問題としては、上述のとおり、労働市場の実態と法律の明文が整合していないように思う。企業の労務管理の負担が大きすぎ、投資の障害になっている。日本企業が進出する前にこのような細かな部分までは把握できないので、進出を検討している日本企業に対して弁護士から情報共有することには意味があるように思う。現在、官民合同対話で日本人商工会議所の要望をラオス政府に伝える取組をしているが、個別具体的な改善を一つ一つ議論するというものである。さらに一歩進んで、大使館などを巻き込んでもう少し高次の制度改善の提言などをまとめ、ラオス政府高官と議論するといった、そのようなオールジャパンの取組を、日本法弁護士に主導して頂けると大変良いのではないかと感じている。上述の労働法制や会計、税務法制関係の規制も不合理と思われるので更なる議論が必要であると感じている。ラオス国立商工会議所（LNCCI）のほか、Eurocham（欧州商工会議所）やAustcham（オーストラリア商工会議所）などとの連携も促進しようとしているところだが、このあたりの連携を推進していただくのも有難い。

ラオスにおけるビジネスで実務上生じた問題として、ラオス人材の不足、政府からの無形の圧力、契約書等の不遵守、裏金、不合理な請求、商標の不正使用など、さまざまである。日本法弁護士への期待としては、それら様々な相談に対して適切なコネクションを使って紛争解決へと導くことが第一である。リーズナブルな価格であれば尚良い。それに加えて、守

秘義務の問題があるかもしれないが、日本企業を含む外国企業との紛争解決事例を先例として紹介していただけると有難い。

ラオスにおける最も大きな課題は徴税システムではないか。徴税を免れた違法物品が外国から流入しており、国境管理に問題があるし、流入して以降もラオス政府もそれを承認している。また、政府の各機関で徴税システムがリンクしていない。企業からすれば、コンプライアンスを遵守すれば納税上不利になる構図になっている。取れそうなところから多く徴税して成り立っているうえ、徴税しても自分の懐に入れてしまうケースもあると聞く。これが日本企業の進出のしにくさにつながっている。

第4 在留邦人へのインタビュー

第4-1 在留邦人 A

2023年6月14日、ラオス滞在歴が約25年になる日本人Aとの間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

ラオスにおける法律的な困りごととしてすぐに思いつくのは、手続関係が明確ではないこと。手続の全体的な流れがわからないし、どれくらいの時間がかかるかもわからない。1週間といわれても1週間では終わらない。例えば、日本人がラオス人と結婚するときの、その届出や許可の仕組みはよくわからない。少額の手数料を渡すと早く進むという運用は多くの手続で行われていると思う。企業であれば担当のラオス人を雇ってそのラオス人に手続を進めてもらうことはできるかもしれないが、日本人だけでは難しい。このような場合に、日本の弁護士が相談に乗ってくれて、ラオスの弁護士などとも手続を代行してくれれば助かると思う。30年ほど前のタイ・バンコクの状況もそのような感じだった。日本企業も現在ほどはバンコクに出てきていなかったが、日本人による手続代行のサービスがあったように記憶している。

これまで仕事の関係で、ラオスの業者などとトラブルになったため、ラオス弁護士に交渉などを任せたことがある。日本人の弁護士が日本語で相談を受けてくれる窓口があり、ラオス弁護士と協力して紛争を解決してくれたら多くの人が助かると思う。二重国籍の問題、ビザの手続の問題などいろいろ相談事項はある。印象だが、日本の弁護士が法律事務所を出して日本人の仕事を受けるときに、適切に報酬をもらってビジネスとしてやっていけるのかどうか、という問題はあるのではないかと。無料の法律相談であれば利用されると思う。

法令へのアクセスについて、法律については最近かなり上がってきているようだが、下位の法令については整理できていないようである。最近では、1970年代の首相令の効力が残っているかどうかで省間でも見解が分かれているという問題があった。

少額の手数料（賄賂）の話、正当な交渉では動かないものが少額の手数料を払えば動くという話はよく聞く。特に、税金関係や国境での業務については頻繁にあるようだ。自身も、物を輸入するときに国境で法外な請求され、そのときは何とか交渉して回避できたが、目の当たりにした。政府も、汚職撲滅の取り組みを進めていて、納税をオンライン化したり、汚職に手を染めた職員が左遷されたりといった話は聞くが、具体的な成果の全貌についてはよくわかっていない。

これからのラオスについて、更に企業や人が入ってくるためには、まずは医療と教育の基本的なインフラを整えることが重要ではないか。昔と比べるとかなり良くなっているが、周りの国と比べると、まだまだである面も多い。物流はかなり良くなった。ラオス国内の田舎の方や国境を越えての物の移動がかなりスムーズになった。インターネットが改善されて、IT企業も進出してきた。タイの物資などがワンクリックで配達されるようになった。海外送金のマネーロンダリング規制はまだまだ厳しく、ラオスとの出入金が難しいので、このあたりも改善されていくと良い。

第4-2 在留邦人B

2023年6月22日、ラオスに関与し始めて約35年、滞在歴として約15年になる日本人Bとの間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

15年ほど前になるが、ラオス人と結婚したときの手続は大変だった。時間がかかることは事前に聞いていたが、実際にやってみると、いくつかの役所で、書類を確認され、修正し、面接を行うといったことを繰り返した。どのような順序で進むのか、次には何が待っているのか、全くわからなかった。手続は時間をかけて行われ、厳格なようで、いい加減な面も多い。ラオスでは婚姻前の性交渉が認められていないが、面接ではそのような交渉がないことを確認され、誰もが「ない」と答えることで手続が進んでいる。ラオスにも、外国人向けの婚姻の手続を代行してくれるエージェントがあつて2000ドル程度（当時）支払うと対応してくれるそうだが、私たちはそれを使わなかった。一般的に、手続を早く進めたければ、お金を渡して役所に助けてもらうこと、代わりに担当の役人に書類を作ってもらうことが必要となってくる。

私は、ラオス人と結婚した外国人なので、その後のラオスでの家族関係の登録には苦労した。登録に際しラオスの法務局（司法局）に行つて相談したら、初めは年齢を理由にダメと言われたが、しばらくしてもう一度行ったら担当者が変わつていて手続が進み始めた。登録のために私の身分を示す証明書を日本に取りに行く必要があつたが、東京の法務局でこれをうまく説明することができなかつた。そのとき、懇意にしていた日本の弁護士に連絡して相談したら、すぐに対応してもらえて、東京の法務局から証明書を取得することができた。また、領事に相談したりラオスの日本大使館からレターを出してもらつて手続を進めたりといったこともした。

その他、ラオスで生活していて弁護士を使うような大きなトラブルに巻き込まれたことはないが、一般的に、ラオスでは法律家に相談して解決するようなことはあまりなく、力（権力）が強いものが勝つような形で、うやむやに、又はお金で解決されることが多いと思う。村レベルでのそのような解決はよくあると思うが、家族同士のいざこざや土地の境界（勝手に柵が作られているなど）に関する紛争が良くあるようだ。

先に述べた私自身の身分関係の登録の経験から、日本の弁護士がラオスの手続に対して何らかの形でサポートをしてくれたら助かると思う。

第4-3 在留邦人C

2023年6月23日、2014年ころよりラオスに関与し始め、滞在歴として約6年になる日本人Cとの間で、インタビュー（1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

私自身、法律問題に巻き込まれて、ラオスの弁護士に解決をお願いしたような経験はない。しかし思い出すのは、車を車検に出して許可証を発行してもらうときに、その許可証に車のナンバーが間違っていて記載されていたこと（必要のない箇所にハイフンが記載されていた）。ラオス人のスタッフに許可証の発行手続をお願いしていたところ、スタッフから許可証を受け取ったときに、ナンバーが間違っていることに気づいた。そのため、翌日、スタッフに間違いを指摘しに再度役所に持って行ってもらったところ、もう一度同じ額の手料を支払えと言われたことがあった。その政府職員の説明によれば、許可証が出てすぐに、その場で訂正を申し出れば手料はかからないが、一度持ち帰ると再度手料が必要とのことのように、その職員の側のミスなのにおかしいと思った記憶がある。また、数年前になるが、業務の関係で、某省庁による審査と登録が必要であった際に、急ぐなら2倍の審査料を支払うように、と明確に言われたことがあった。法令の根拠を示すことはなく、ラオスではそういう決まりになっているから、ということしか言われなかった。もっとも、最近では、明確にお金を払うように言われるケースは少なくなっているように感じる。

他の日本人の話だと、交通事故に巻き込まれるケース、日本人が車に乗っていて、ラオス人が運転するバイクにぶつかる（ぶつけられる）ケースが多い。日本人の側が悪くなくても、外国人だからということで、バイクの修理代なども含めて多くを負担しなければならない、という話はよく聞く。被害者が居住する村の村長が出てきて、法外な金額を日本人に請求してくる例もあるようだ。

以前の業務では、フランスの弁護士資格をもったラオス人と関係があったので、ラオス人スタッフとの雇用契約の締結の際に、退職金の設定、残業代、休日手当などの条件についてアドバイスをもらっていた。そういった点は、日本の弁護士がラオスの弁護士と連携するなどすれば、ニーズがあるかもしれない。

都会でも多くの法的な問題があると思うが、地方の村などに調査に行くと、出生の正確な記録がなかったり、ニックネーム以外の正式な名前が不明であったり、文字が読めなかったり、といった様々な問題があり、さらに、法律が機能するうえで多くの障害があるように思う。

以上のように、ラオスでは、多くの場面で法律により物事が解決されることがまだまだ少ないが、日本の弁護士が法的にサポートをすることで、ラオスの日本人の権利が守られることもあるのではないかと思う。

これからのラオスは、税金の徴収をしっかりと行うことと、外貨を呼べる産業を作ることの2つが重要ではないか。教育や医療はもちろん重要で、ラオスの人たちもわかっていると思うが、税収がなくてそこにお金を回せないのが実際だと思う。政府からの給料の支払いが遅れることもままあるようだ。賄賂も問題だが、仕事があって収入があれば、ある程度は減ってくるようにも思う。ラオスの主要な産業である発電は、水力に依存していて、中国やタイの影響を受けやすい（中国にダムを閉められてしまえば発電事業ができない）。コーヒーや布などに加えて、観光事業に力を入れていくのが最も効果があるように思う。

第4-4 在留邦人D

2023年7月5日、ラオスに滞在する法律研究職の日本人Dとの間で、インタビュー（約1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

司法省のオフィシャルガジェットにアップロードされているラオス法令の英訳の質が低い。何らか英訳の支援プロジェクトがあったらよいと感じている。日本の法務省が実施している法令英訳とは異なり、文言の対応関係がわかるように正確に訳されておらず、曖昧で、意味が分かる程度でしかない。この英訳を基に、ラオスに進出している日本企業が法令を理解していたとしたら危険ではないかと思っている。

ラオスにおいて法令の運用が条文どおりではないという課題はあるが、法令の作りとしても、執行、運用しやすい条文の構造にする点は、もっと意識されてよい。定義や要件を明確にして、要件を満たしたときにどのような効果が生ずるのか、それらが不明確であるから実際に手を動かす政府職員も法令の運用ができないという側面があるのではないか。

また、政府や立法者は、その法令によって実現したい利益がどこにあるのかが整理できていないまま、法令を制定している印象を受けている。国家の利益の実現のために公共的な観点からその法令が執行されるべきであるのか、個人の権利や利益の保護のために個人の意思を尊重しながら法令が運用されるべきであるのかが鮮明でない、それゆえ、法を実際に運用する者の対応も曖昧になるのではないか、と感じている。

第4-5 在留邦人E

2023年11月16日、ラオス滞在期間が合計で約7年になる日本人Eとの間で、インタビュー（約1時間）を実施した。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

私に関わっていたラオス事業では、労務関係、特に従業員の社会保障費の取扱いに関して法的確認が必要となったことがあった。また、関連企業等では、ラオス政府との問題が生じることが多く、政府からの債権回収を交渉しなければならなくなったこともある。

ラオスにおいては交通事故が生じても損害保険会社が駆け付け示談の取りまとめなどを対応する。警察が来ないことも多いし、救急体制も十分に整っていなかった（現在、日本の団体が協力して稼働するようになってきていると聞いている）。

以上のような紛争、法的トラブルに対して、日本の法律家、弁護士が入る余地があるかという点、日本企業や日本人の困りごと相談の窓口として機能する余地はあるかもしれない。また、ラオスに進出したい日本企業や日本で就労するラオス人を採用したい日本企業との接点として機能することはあるかもしれない。現在のラオスは、多くの場面で政府による政治判断に拠るところが大きく、法律家が入る余地が大きくはない印象。また、労働者との間で労働争議になるリスクも他の国より低いと思う。その意味で、弁護士が活躍していく場面が広がっていくのはこれからであるように思う。

ラオスにおいて最も重要な課題は、権力層や裕福層が、公共の利益、貧しい人達への分配に配慮するようになっていくことであるように感じている。そして、その意識が上から下へと浸透していくことで国全体が良くなっていくように思う。現在は、ラオスに相応しくない過剰投資になっている側面もあると思う。そのアンバランスな投資の結果として、一部の層にお金が溜まってしまっている。欧米企業や日本企業がもっと入ってきて様々なところで声が上がれば政府としても変わっていかざるを得なくなるのではないか。また、基礎教育の向上や海外への留学などを通じてさまざまな視点を若い層が学ぶことで、国全体として良い方向に向かう可能性があると思う。

第5 在ラオス公的機関へのインタビュー

第5-1 在ラオス日本国大使館

2023年7月3日、在ラオス日本国大使館において、経済・経済協力班の書記官及び専門調査員2名との間で、大使館における日本法弁護士による法的支援の可能性について、インタビュー（1時間）を実施した。聴取事項は、概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

各国（インドネシア、中国、モンゴル等）の在外公館で日本企業に対する日本弁護士による法的支援が行われている状況については承知している。

日本企業向けの日本法弁護士による支援についてはラオスにおいても相当程度ニーズがあると考えている。投資関係のトラブルは良く耳にするところであり、法律も明確ではなく抜けている部分が多い、また裁判のプロセスについても明確ではないと認識している。大使館に企業から相談依頼が来ることは良くあり、レターを发出したり、場合によっては担当省庁との会合を持ったりすることもある。そのような法的トラブルの窓口として弁護士に一括して受けて頂ける仕組みがあれば有用と考える。以上のような点から、弁護士による日本企業への法的支援のニーズはありそうである。法的支援の手段として、法律セミナーは、商工会議所やJETROが継続的に開催している状況を踏まえて、法律相談が良いのか否かについては検討する必要がある。

他方、在留邦人については、どの程度のニーズがあるかはわからない。短期での日本人渡航者がスリなどのトラブルにあったとの報告が大使館に来ることはある。領事の下に法律的なトラブルの話が来たとしても、大使館としては所掌範囲外であり明確な対応は取れる立場にないと思料する。長期で滞在している在留邦人のニーズを把握するという意味でも試行方策を実施する意味はあるかもしれないが、館内で検討する。

以上を踏まえて、調査実施者において、法務省と協議の上、試行方策の実施案について検討し、継続して大使館と協議することとなった⁷。

⁷ その後、メールベースで協議を継続し、本文（第4章第7）のとおり試行方策を実施した。

第5-2 JICA ラオス事務所

2023年7月10日及び11月17日、JICA ラオス事務所において、同所長、次長ら3名と面談し（両日合計で約1時間）、同日時点までの調査状況について報告するとともに、日本の弁護士及び日本の法律事務所がラオスにおいて日本企業等に対する法的支援を行うニーズについて協議した。

調査実施者より、現時点（2023年11月17日時点）までのインタビュー等を踏まえると、日本法弁護士に対する特に強いニーズは感じられなかったものの、現存する国際系法律事務所と同じ形でラオスでの基盤を整えられれば、日本語を使えることや日本法を合わせて相談できることなどのメリットから国際系法律事務所ではなく日本法弁護士が使われる可能性があること、加えて、大使館、JETRO、JICAなどの公的機関が弁護士を利用するに際しては、事柄の性質上、日本法弁護士の活用が推進される場面が多い可能性があることを共有した。上記事務所より、日本法弁護士としての仕事の範疇とラオスでのそれとの違いがあり、日本法弁護士としてのニーズの高さは引き続き検討が必要ではないかといった意見があった。また、ラオスにおいては、政府との交渉折衝の場合に法的な正当性を伝えていくことの難しさはまだ残るかもしれないが、日本企業とラオス企業とのビジネス取引の場面においては弁護士の活躍の可能性が多くあるのではないかとの意見があった。

第5-3 JETRO ビエンチャン事務所

2023年11月14日、JETRO ビエンチャン事務所において、同事務所所長を含む2名の間で協議を実施した。

まず、調査実施者より、当該時点（2023年11月14日時点）までの調査の進捗として、2023年6月19日の日本人商工会議所定例会にて実施した法律セミナーに関する参加者アンケートの結果は概ね好評であり、より実務に根差した具体的な事例を取り上げたセミナーを希望するとの声があったこと、及び、11月13日に大使館からスペースを拝借して実施を予定していた在留邦人向けの意見聴取会・法律相談会について応募者がいなかったことを報告した。

これに対して、上記事務所より、ラオスで裁判をやっている日本人も複数いると思われるので在留邦人の法律相談ニーズが無いというわけではなく、継続的に試行していくことで認知され、利用の垣根が取り払われて利用されていくのではないかと意見があった。法律相談を開催する場所や広報の方法についても工夫が必要であるとの意見のほか、特に、日本法の弁護士にどのようなことを相談してよいかわからない人が多いと思われること、ラオス在住でも日本に家族がいるなどの理由で日本に一時帰国する者も多いことから、日本での行政の手続（例えば、マイナンバー制度に伴う日本での対応）や納税の対応などでの困りごとがあるであろうことから、それらの具体例を示して広報することが大事であるのではないかと意見があった。

第6 ラオス政府機関（司法省、最高人民裁判所以外）へのインタビュー

第6-1 証券取引監視委員会事務局

2023年7月6日、証券取引法を管轄する証券取引監視委員会事務局（Lao Security Commission Office）の要職にある者を含む職員4名との間で、インタビュー（約1時間30分）を実施した（日ラ逐次通訳）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

証券取引法2012年版が成立した後、証券取引の信用性を高めるために法令のアップデートをしている。法律は約5年ごとに改正の予定であるが、2018年に問題が生じたため、2019年に改正した。今後、証券取引法を改正する予定はまだない。本委員会が属する中央銀行は、政府機関から独立した機関である。

2019年改正にあたっては、証券取引所の任務と権利を証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）の指導に従って改正した⁸。証券事件の捜査に関し、当委員会は、刑事訴訟法に定める証券に関する捜査機関の一つになっており、捜査官になるために要件や資質に基づき、同委員会から捜査官を任命しているが、新法では、更に捜査官の権利、任務を新しく加えた。また、証券の不正取引（5つ）についても改正した（証券取引法第146条以下）。2019年法に定めていない行政処分（罰金など）は下位法令に定めている。2019年証券市場の拡大とともに証券管理業務を高めるために改正した。さらに、ラオスの証券取引の信頼を高めて促進するためIOSCOの要件に従った改正とした。

証券取引法の運用上の問題点についてであるが、現在の法律そのものについては問題が少ないと考える。同法は、IOSCOの要件に従って規定したが、まだ運用として始まっていない点が多く、その意味では法令と運用とが合っていない部分もある。しかし、すでに運用が始まっているものについては法令と実務は合致していると思っている。運用の透明性という観点では、外国の投資家が投資をする場合は多くの証券関係の法令や銀行規則、証券会社の手続などが必要となるから、証券会社に確認しながら進めてもらう必要がある。改正にあたっては手数料が多すぎるなどの実務の問題を把握してから、実務に対応して改正している。

⁸ IOSCOについては、日本の金融庁のホームページ参照<https://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html>（2024年2月28日最終閲覧）。

現在は、新しい証券、金融商品ができているのに対し、これに対する規制が追い付かない状態。例えば、証券仲介業者（第4編）を管理する法令がまだ存在しないし、ファンド運営会社（証券取引法第71条）はまだラオスには存在していない。社債についてもこれまで法令や規則はあるが社債を発行したことがなかったが、先月、ホームセンターを経営する企業に対して初めて発行したところである。

全体として、証券取引が活発に動いていない。投資家に仕組みを理解してもらって、安心と安全を確保して、投資を促す必要がある。また、捜査業務について、下位法令を作らないといけない。比較的新しい業務でありチャレンジが多い。商業銀行を設立するときには、企業法と証券規則との運用が整合していないので、設立が難しいという問題がある。

現在、株式を上場しているのが11社である。社債は前述のとおり1社のみで、2018年に発行した国債もある。国債を保有している人はいるが、国債自体の取引はない。外国人も株式を買える。集団投資ファンド（証券取引法第41条）はまだ存在しない。ミューチュアル・ファンド（第42条）もプライベート・ファンド（第51条）もまだ活用されていない。証券会社（第54条）は3社存在するが、財務アドバイザーとして機能しているだけである。ファンド運営会社（第71条）もまだない。信用格付機関（第98条）は、タイの会社の1社のみ。監査会社（第92条）は3社、資産評価会社（第77条）が8社、資産管理銀行（第85条）が3社、支払代理銀行4社（法律上の規定はないが下位法令には存在）である。

一番重要な点として、SME（中小企業）でも上場できるように、最低の資本金が5億キープでも上場できるようにしている（第13条）。中小企業促進法（2011年法）及び関連法令により、資本金や組織構造の要件について緩くする。11社しか上場していない状況から、他の国から比べると小さいし、新しいが、投資家にアピールするために、様々な機関との連携の上、安心、安全で、SMEの上場促進、証券会社が効率的に運営されるようにしなくてはならない。関係法令やIOSCOにもとづいて適するものを作らなければならない。外国で株式を買えるオンラインツールがない（Macはまだ使えない）。

日本の投資家を含めて、外貨が入ってくることに期待をしている。外からの投資に対して特別に規制していることはなく、平等に取り扱っているし、配当益や譲渡益に対して課税を控え、購入の手数料を抑えるようにしている（0.02%）。株式をドルで買ってドルで利益を得ることができる。譲渡税20%だが、上場すると最初の4年間は13%として財務省と連携して運用している。

第6-2 商工省企業登録管理局

2023年7月6日、商工省企業登録管理局の要職にある者を含む職員4名との間で、インタビュー（約1時間30分）を実施した（日ラ逐次通訳）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー：新しい企業法とその運用について）

ラオスでビジネスをやるに際しては、投資促進法、企業法、企業登録決定（2019年）など様々参照して実施する必要があるが、従前、世界銀行による **Doing Business** 指標に基づく評価が良くなかったことが大きなきっかけとなり、評価の改善を目指して制度改革が進められている。特に、投資に関する管理リスト（ネガティブリスト）に入っていないものについてはスピーディーに進めるという方針で、必要な書類を少なくした。従前は、新しい企業登録するときに定款が必要であったが、これを改めた（第97条）。2013年旧法は、企業登録をした後、社印を登録し、社会保険を登録しなければ、事業を開始できなかったが、現在は、企業登録が終わって、社印を登録できれば開始できるものとした。社会保険は事業が始まるからの問題だから、企業が早く活動を開始できるようにするものである。

管理リストに入っている場合は、計画投資省関連機関への投資許可申請が必要となるが、管理リストに入っていない場合は、当局（企業登録局）で登録したあと、国内商事局で許可が出れば、原則、事業ができることとなるが（企業法第19条）、更に、関連分野の省庁に対して事業活動許可の申請をしなければならない場合もある。また、コンセッションについてはまた別の手続を要するが、コンセッション事業は登録を申請する必要はない、投資促進法に基づき投資を行う（ただし、駐在員事務所などを作る場合は必要となる）。

企業登録について、2013年法では申請から10営業日以内に企業登録をする必要があったが、改正企業法では3日間と規定されている（第17条）。2019年から何とか5日間には対応しているので3日間を目指して頑張っている。さらに、オンラインでの企業登録申請もできることとした（第16条）。世界銀行の支援でこれを支える下位法令を起草しシステムを開発しているところ。2024年末ころテストを行えるのではないかと思う。8年間かけて法律を改正し、実務にてこれを追いかけている。企業法において改正したその他の点としては、会社合併、会社分割、株式の払込みと未払いの効力、企業管理のための管理機関などである。

2019年企業登録決定の前は、事業によっては商工省（本省）に来ないといけなかったが、現在は、県レベルの商工局で登録できるようになった。郡の商工事務所でも資本金が5億キープ以下だと対応できる。つまり、18県と148の郡にくわえて商工省の167拠点で登録ができるようになっている。今後は、経済特区内の商工事務所でも対応できるようにし投資を促す。

2020年に事業許可申請のプロセスの削減に関する政令が出たが、政令は政策の問題で、実務には省の命令が必要となるが、まだ出ていない。手続としてわかりやすくするために企業登記と事業許可が区別されているが、ラオス国内の企業でも良くわかっていない。政府も、登記事業活動許可が出ずに活動ができない企業が多いことは認識している。各関係機関が統一したルールに従って、事業許可をすることが重要だと思う。

改正法は成立したが下位法令の改正はいまだ終わっていない。企業登録に関する決定（2019年）は現在でも効力が存続しているが改正作業に入っている。地方の運用が統一されていない。合併や支店に関する下位法令について作業する。商工当局における事業許可に関する決定及びガイドライン（2019年）は省内の事業活動許可について定めたものだが、これも改正作業中である。工場事業に関する決定（2023年）、産業地区に関する決定、卸売・小売事業に関する決定（2015年）は、事業許可に関する法令である。事業許可は企業登録簿の裏に各省、関係機関で記載され、許可の連絡が商工省に来るようになっている。

第6-3 商工省国内商事局

2023年7月10日、商工省国内商事局消費者保護及びビジネス競争課の要職にある者を含む職員3名（消費者保護担当及びビジネス競争法担当）との間で、インタビュー（約1時間30分）を実施した（日ラ逐次通訳）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

(1) ビジネス競争法（2015年）

主として、2015年法ができた後の下位法令の整備の状況、運用状況についてお伝えしたい。競争法の運営、執行はラオス競争委員会（第49条、LCC）が担っているが、この業務に専従しているのは、事務局のみであり（第49条第11号、第51条）、その中に商工省の当局が入っている。その他、競争法に関して連携しているのは、ラオス内部では、商工省知財局、同省内消費者保護機関（課レベル）、同省内商事検査機関（課レベル）、首相府、経済警察などである。外部では、アジアのビジネス関係機関、EUやGIZ（ドイツ国際協力公社）、オーストラリア、ニュージーランド、日本の公正取引委員会（JFTC）と協議する会議もあった。

実務運用についての問題点は、まず、ビジネス競争法違反に対する罰金などの処置の執行である。これについては、現在、下位法令を起草中である。また、第90条の罰金の措置とともに、第86条から第88条の功績者や違反者に対する処遇、措置についても、国民議会の改正計画に従って下位法令を検討している。今後も不明な条文についてガイドラインを作成する必要があると考えている。マレーシアについては全ての条文についてガイドラインがあると聞いている。特に、市場独占や支配的地位の濫用について定めた第30条及び第31条は、当該行為に当たるか否かを判断するためのガイドラインの作成が必須と考えている。これらの法令やガイドラインの起草が私たちの局の優先的な業務である。取引競争に関する首相令（2004年）は2015年法に組み込まれているので、現在は使っていない。

不公正な競争行為（第9条）に関しては、2年間で7つの事件を解決した。他の商品の包装やパッケージを模倣して勘違いさせようとするものが多い（第10条）。営業秘密（第11条）に関連する事件、競争制限を目的とした合意に関する問題もある（第21条）。特にビジネスコンサルタントから相談を受けることが多い。事件の調査は、競争監視官（第52条）が主として担うこととなり、現在では、消費者保護及びビジネス競争課長及び副課長が行っている。日本のJFTCと異なり、LCCは独立の機関という位置付けではない。

競争法に関する処理は、中央（商工省）で担う運用であり、地方（各県商工局）で生じた事件について地方レベルで処理することはできないこととなっている。おそらく他のアジアの国も同様ではないかと思うが、地方では申立てを受理し中央に情報提供することだけしかできないことについて問題を指摘する声もあるので、検討していきたい。

(2) 消費者保護法（2010年）

消費者保護法の関連法令として、商工大臣決定（2012年第1746号）は、消費者保護業務機関の設立について規定する。品質管理局が科学技術省から商工省に移管したことを受けて設立に至った。同機関は、中央、県、郡レベルで存在。消費者保護職員は、消費者管理職員と同じ者が担っていたので別の局にして別の者の担当とするとした。商工大臣命令（2015年第2501号）は、国内外（輸入、輸出）の商品は必ずラオス語のラベルを貼るというもの。ラベルのチェック、許可のプロセスについて改善した。下位法令ができた後にさまざまな普及を行った。

運用に関し、現在はラオス語のラベルは2000種類以上あり、70以上の業者が協力しているが、ラベルを張っていない商品はまだ多い。また、消費者保護協会に関する首相令（2017年第238号）に基づき、2020年にガイドラインが策定されたが、協会（消費者保護法第30条、第31条）の設立はまだ行われていない。

消費者保護業務管理機関（第60条）は、電話番号1510を消費者問題受付のホットラインとして設定し、国内商事局が管理している。法第22条に4つの業務分野が規定されている。商業工業分野、保健分野、農業森林分野、科学技術分野の4つである。紛争が生じた場合は法第37条に従って解決する。和解、調停、消費者保護業務執行機関による解決、経済紛争解決、裁判所による解決が可能である。調停は、国内商事局だけではなく、上記4つの関連する分野の機関においても調停を行う。ホットラインにおいてアドバイスも行う。2007年からASEAN経済大臣会合に加えて、ASEAN消費者保護委員会（ASEAN Committee on Consumer Protection：ACCP）が年2回開催されており、ラオスは国内商事局から参加している。

ラオスでは発生する問題として多いのは、先ほど述べたラベルの問題。一般的なラベルの目的は、①外国の言葉を理解できないラオス国内の消費者に商品に関する情報を提供するため、②違法輸入する商品について税関などで区別しやすくするため、③ASEANの規則に従うため。ラベル以外では、ホットラインの事例だと、水の工場で売っている水が汚い、食料に関する苦情、賞味期限が切れたものの販売、商品の現実以上のプロモーション、サプリメントに関する効果以上の表示などがあった。

将来の法改正に向けた運用上の課題について、消費者保護法は2026年から2030年に改正する予定である。消費者保護業務機関の設立に関する商工大臣決定（2012年第1746号）、ラベルに関する商工大臣命令（2015年第2501号）も改正となる見込み。改正消費者保護法の具

別冊1 アンケート・インタビュー結果

体的内容についてまだわからないが、もし改正するのであれば、他の機関による業務との整合性、統一性を取る必要があると認識している。日本から技術支援が可能であればお願いしたい。

第6-4 計画投資省投資奨励局

2023年7月11日、計画投資省投資奨励局の要職にある者を含む10名の職員（契約投資奨励課、PPP課副課長、経済投資奨励課、ワンストップサービス課、プロジェクト管理課、経済特区課など）との間で、インタビュー（約2時間）を実施した（日ラ逐次通訳）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

1 投資奨励法に関して

投資奨励法は、ラオス政府の政策と国民議会の指導に基づいて、投資促進のための業務を迅速に執行するために近い将来の改正を目指している。改正のポイントは、投資において便宜が図れるような方策。一つは中央、県の投資奨励管理委員会の会議について1か月に2回という規定を削除してより迅速に進めるようにする。中央の投資奨励管理委員会には、大きな投資問題のみの検討に役割を限定する。そして、第9条（セクター別による奨励優遇）についてパフォーマンスベースを採用。第9条第8号と第9号を削除する（第8号：商業銀行融資へのアクセスがない国民やコミュニティの貧困解決のための政策銀行、マイクロファイナンス事業。第9号：国内生産や世界的なブランドの販売促進のための近代的ショッピングセンターの開発運営、国産の工業品・手工芸品・農産物を展示する展示場の開発運営）。第8号及び第9号の削除をする理由は、サービス分野であり優遇は不要であるという判断。第10条（地区の区別）や第12条（法人税の免除その他の諸税上の優遇措置）についても改正。今回の大きな改正は以上の点についてであり、全国において意見聴取をした。国民議会の年末には提出する予定だが、どうなるかわからない⁹。経済特区（SEZ）と官民連携（PPP）投資については、法律ができる予定なので投資奨励法には規定しない。また、法律に従って運用できないものについては削除する予定であるが、期間の定めについては変更する予定はない。法律に定めた期間に従ってできない理由は、他の機関との連携、情報収集に時間がかかるためである。改正法案では投資優遇についても改正している。2016年法は、セクター、地区の優遇が規定されているが、改正法ではパフォーマンスが良い投資家を優遇することを検討している。

⁹ 結果として2023年中に改正投資奨励法は国民議会を通過しなかった。

2 SEZ・SEZ 新法に関して

SEZに関する政令（2018年第188号／政府）を法律化することは、2021年の立法計画から入っており、各地の意見聴取を終了したところである。現在、司法省、国民議会、首相府において議論を行っている。現在、作成したSEZ法案を司法省に送付して検討してもらうところである。本年（2023年）9月に政府会議、12月の国民議会に提出する予定である¹⁰。SEZ法案の主な内容は、SEZの場所、条件の特定、SEZの投資の検討。投資したい場合は、県、郡にあるワンストップサービスを利用。法人税、関税、付加価値税（VAT）の優遇についてもセクターや分野ごとに規定。土地使用に関する優遇についても規定。新改では、投資をした際の保証額を開発者が支払った場合、土地の賃料から差し引くことができるとする案が検討されている。外国からのSEZ投資において10年間有効なビザを発行できるなどの優遇もある（かつてそのような問題が生じたため）。

サワンナケート県のSEZは2000年にJICAプロジェクトでの支援を得て国内外の投資を奨励するため開発。2003年に政府が許可を得て最初のSEZとなった。現在、8県22地区にあり1万3000ヘクタール。参加している企業は1200社で、中国、タイ、日本などから投資。運用法令はSEZに関する政令。優遇について、法人税について投資家とデベロッパーにつき6年から17年の免税、分野による。所得税について2から24%、VAT税について0から10%の免税。土地のコンセッションの期間として50年。SEZの運用の問題点はさまざまだが、今まで成功モデルの経験がないから改善しながら進めている。ビザについて様々な機関が関わっているから統一的な運用が難しかった。書類の申請。開発者が村人を補償した場合において補償率が低すぎた。SEZ内の紛争解決について体系的な解決ができていない。

3 下位法令に関して

投資許可証及び事業活動許可証の発行サービス改善に関する首相令（2020年第03号／首相）は投資奨励法が変わったら修正する必要がある。現在、ネガティブリストに記載の投資事業について透明に早く許可が出せるようにリストを減らすように改善している。コンセッションの事業についても許可を迅速するように改善している。ネガティブリストの事業は投資計画省を通過しなければならないが、リストに入っていなければ登記簿だけで事業ができる。首相令第02号／第03号は商工省とも連携が必要なものであるが、期間どおりの手続の実施について連携が不十分である。

次に、官民連携（PPP）に関する政令（2020年）についてであるが、ラオス政府は、PPPを効率的に運営し、政府が過度の負担を負うことなく投資を促進したいと考えており、2012年にアジア開発銀行（ADB）の支援の下で政令の起草を始めた。そのときは、2009年投資奨励

¹⁰ 結果として2023年中にSEZ新法は国民議会を通過しなかった。

法を2016年に改正するタイミングだったので、この改正のためにPPPに関する内容を同法に入れ、2020年に政令ができた。政令ができたことで実務運用機関が必要になり、投資促進局にPPP課を設立した。業務としてはPPPの普及、契約マニュアル、SOP（Standard Operation Procedure）を作成している。民間から提出するプロジェクト、政府の提案するプロジェクトがあるが、現在は前者しかない。2025年に国際スタンダードを導入したPPP法の成立を目指している。現在、法案の内容は不十分だが、PPPファンドを設定して運用する予定。

4 会議の議長発言（面談の総括）

ラオスの投資政策に変更はない。グリーンでサステナブルな発展を促進するというコンセプトは変わらない。投資奨励法の中で促進していくのもサステナブルなもの、環境、観光など。以前は全ての企業に優遇を与えていたが、企業のパフォーマンスに従って優遇を与えるという方針に代わる。ランドロックからランドリンク、インフラ促進を重視する。政策の対象になっていない分野については削除する。いまだ法令に従って運用できていないと指摘される理由は、法令の統一性の問題、特に地域ごとに運用がバラバラになってしまっている。ネガティブリストについては、IFCや世界銀行より制限しなくても良いのではないかと、関係機関同士で連携することで解消されるとの指摘がある。

SEZは現在拡大しており、体系的になっている。上手く管理するために法律を作成しなければならない。ぜひ日本側もSEZについて支援を継続してほしい、知見、事例を共有してほしい。サワンナケートにあるSEZが一番成功しているが、法令がなかった。

PPPについてラオス政府が促進したいということでADBとともに業務を行い、課ができ法令ができ、プロジェクト（例えば空港や高速道路）もあるが、政府の信頼を担保するために、ADBと協力して法律を起草していく。そのときに日本の専門家や民間の方とも議論したい。

第6-5 最高人民検察院

2023年7月10日、最高人民検察院民事事件検討局の要職にある者との間で、インタビュー（約1時間）を実施した（日ラ逐次通訳）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

まず、民事商事事件に対する検察院の役割であるが、検察の民事事件における基本的な任務として、裁判に入った事件の監督や裁判官の行為が適正かどうか（裁判官が適切に法律に運用するかどうか、適切な法律な引用をするかどうか）を確認することである。ラオスの場合は、経済や商事に関するものも含めて全て警察、検察が扱い、証券取引法等の違反に関しても警察が中心になって捜査する。よって検察はビジネス関連法令についても商事事件で取り扱うことになる。例えば、組合（パートナーシップ）契約に関しては企業法に関連する。株式取引の売買、外国の個人や法人が投資する場合などは、投資奨励法についても問題となる。裁判官は、専門家を任命して事件を補助してもらうこともできるが、もし裁判官が任命しない場合は検察が指摘して任命させる。例えば、証券取引であれば、関連する省と連携して任命する。商事事件は外国企業のものも多い。様々な法律の遵守について監視することは難しい。実際全ての法律について見切れていない。

裁判所における民法典の運用については地方によって適用が統一していないことが課題ではないか。例えば、民法典の効力発生前の事例なのに民法典を適用してしまうことがある。最高裁が積極的に指導しなければならない。中部地域人民裁判所、ビエンチャン首都人民裁判所は適用が比較的うまくいっているがその他は難しい。

ラオス法について多くの分野において法整備が進んできているが、運用面について課題が多いことは認識している。その理由は、職員の能力が足りない、処理できないのだと思う。人材がないことが第一で、次に機関の中の連携が取れておらず、そのまま放っておくことが多い。書類の申請、返事もしない。やはり人材の能力というよりも、受付に決裁権限がないのが問題で、これを与えるのが良いのでないか。中国は受付が決裁する権限があるようである。適切な権限が与えられ、ガイドラインが整えば、運用面は改善していくと思う。また、ラオスにおける法律の作り方も特徴がある。実務はできないにもかかわらず目標的な規定を置く。例えば、刑事訴訟法の身体拘束期間は、遵守されていないことも多い。そして、実務ができないのに改正のスピードが早く、理想ばかりが先行してしまう。

第6-6 商工省知的財産局

2023年11月15日、商工省知的財産局の要職にある者との間で、インタビュー（約1時間30分）を実施した（日ラ逐次通訳）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

知的財産法は2021年3月まで科学技術省（MOST）が管轄だったが、省庁の再編によりMOSTがなくなり商工省知財局に管轄が移った。現在、新しい改正法を検討しており、この11月の国会で審議する予定となっている。

新しい知的財産法は、MOSTから商工省に管轄を替えたことによる整理、並行輸入問題に関連する明確化、意匠の申請について簡易化（かつての一つの要望書で100件のデザインを変えることができる）、新品種に関する国際条約との整合、知的財産紛争における行政解決の明確化などを目的としている。知的財産の紛争解決は2017年法第7編（紛争解決）の規定を全て削除し、民事裁判で対応する。起草の際に司法省より民事訴訟法との重複を指摘されたことがきっかけでの改正となる。2017年法第121条以下の侵害違反の規定での紛争解決の規定は残るので問題がない。2017年法第130条は登記の問題のみ取り扱っているように制限されてしまうように読めたので削除することとした。法律上には規定はなくなるものの知的財産局での和解促進、譲歩による解決は進めていくし、登録申請に関する商標違反、著作権違反など、知的財産局での事実上の紛争解決は継続して行う。知的財産権の紛争解決は裁判所の商事裁判局で扱うが、知的財産法は細かな知識がないと解決できないので、知的財産局は商事裁判局に専門的知識を提供する。

知的財産局のホームページについては、いまだ特許や商標等のオンライン登録が可能な仕組みとはなっていないが、現在、システムを改善中である。最初に商標に関するオンライン登録の制度を整備する予定である。支払いに関するサービスも機能させる予定。特許、商標、意匠などそれぞれについて近年の登録件数や紛争件数などの資料もでていない。登録件数は、ASEANにデータがあると思うが、紛争の件数はない。知的財産局は登録のみを扱うので侵害に関してのデータはない。警察や裁判所はあるかもしれない。

今般の改正に際して、これまで知的財産法及びその運用について、特に大きな問題があったわけではない。より国際的な連携の観点で監督しやすいような対応、新品種、意匠、並行輸入の点を改善したというもの。知的財産局に対するアメリカ合衆国国際開発庁（USAID）の支援は継続して行われている（Lao Business Environment プロジェクト）。インフラのみで技術面は支援されていないので改正法には関わっていない。並行輸入問題に関する解説などの情報提供のみで、以前、下位法令を作るときのきっかけになった。関税局密輸防止課

(Custom Department, Anti-Smuggling Division) との特別な連携はない(この課の人材は乏しい)、執行の際などに協議するのみである。新しい知的財産法が成立すれば、現在ある下位法令の効力はなくなり、不足があれば新しい下位法令を作成していくことになる。

(調査実施者より 2018 年国際知財シンポジウム [JSIP] 当時の資料から、条約加盟状況などのアップデートについて確認したところ) アップデートはない。PLT (特許法条約) の締結はない。営業秘密の不正取得に対する刑事措置について、「秘密」とは何か、「不正取得」とは何かといった点がまだ理解できておらず、刑罰を科すことができていないのが実態。意匠に関するハーグ協定は今後締結していく予定、ロカルノ協定は締結する予定はなく、そのルールを採用している。商標に関する TLT (商標権条約) にはまだ締結していない。ニース協定のルールは採用しているが締結していない。

第6-7 ラオス日本センター

2023年11月16日、ラオス日本センター（ラオス国立大学ドンドークキャンパス内）において、同所長（ラオス人）に対しインタビューを実施した（15分）。その概要は以下のとおりである。

（インタビュー）

ラオスは小さな社会であって、これまで法律をうまく使って問題を解決するようなことはあまりされてこなかったし、それで問題が大きくなることは殆どなかった。例えば行政の手続で法律が守られなくても相手に対して要求したり、主張をぶつけあったり、紛争になったりといったことが少なかった。しかし、これからビジネスが広がっていけばルールが大事になるだろう。

これからのラオスにおいて重要なことは、教育、価値観、法律を通じた社会の安定などであって、物理的な建物などではないし、お金ではない。自分のグループの利益ばかりを追い求めているのは、国は良くなっていかないと思う。

第6-8 技術通信省デジタル技術局

2023年11月15日、技術通信省デジタル技術局の要職にある者を含む職員4名との間で、インタビュー（約1時間30分）を実施した（日ラ逐次通訳）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

当局（デジタル技術局）は、ICT法、電子署名法と電子取引法。ICTに関係する法律を所管。サイバーセキュリティ法、サイバークライム法、個人データ保護法は技術通信省の別の局が所管している。ただし、電子取引法の下位法令は商工省が管轄しており、法律の一部分のある条文についてのみ当局が担当している。

電子取引法は、2012年法が最初の版で2022年末に改正版が成立した。2012年法を改正した経緯は、内容に矛盾していたところが多かったのと国際的な基準に合わせる必要があったため。電子取引に関する要件の整理、デジタルによる身分認証、プラットフォーム等の電子取引事業の承認など2012年当時にはなかった規定を補充した。同法は、商工省と一緒に起案した法律であり、ある条文の管轄は当局だが、商工省が作成した個所もある。改正法は施行したが、実務ではまだ適用していない条文もあり、機能していないものも多い。普及もできていないし、予算の関係があるのですぐに実施できないものも多い。技術的な面で様々な意見を調整していくのが難しい。

2022年法が成立して以降も2021年電子商取引に関する政令（2021年第296号）はまだ効力が残っている。法律を具体化するもので2022年法にも適用があると考えている。商工省のガイドライン（電子商取引における事業活動許可の通知及び申請手続に関するガイドライン〔2023年第479号〕）は、2022年法に合わせて2023年に作成されたもの。企業向けのガイドラインで電子取引に関する事業を申請するときに使用する。電子取引事業の許可については商工省が必要だが、技術通信省の承認も必要になる。例えば、プラットフォーム事業をするときに商工省企業登録局での登録の際に当局の意見の照会もある。これまでは法令がなく一般的な検査しかしていなかったが、ようやく整備された。電子商取引に関する政令第15条に規定される電子取引事業の商工省の許可申請をする際の書面のうち、第4号は、技術通信省による電子取引に関する基準を満たすことを証明するものが要求される。さらに、同第4号を具体化する下位法令を起草するところであり、どのような基準が必要なのか明確にする。また、プラットフォーム上の課税取締をどうするかを財務省とも協議している。更に電子取引法を具体化する決定はないが、これを起草するのは商工省（国内商事局又は中小企業促進局）の管轄になると思われる。私たちが管轄しているプラットフォームが機能するよう

な実務的な側面であり、インフラの管理、基準を満たしているのか、調査、データ保護などに注力している。

電子署名法（2018年第59号）は2012年版からの改正である。国際的な認証ルールに従って、プラットフォームにおいてクリックをすると同意していることを認めるようにした。企業や機関はまだ電子署名に対応できていないし、国民への普及についてはまだ課題がある。現在、日本企業を含む3つの会社が認証機関となることについて提案がある。税の支払いについて電子化するため認証機関の設置を急いでいる。

国家デジタル経済発展計画に関する法整備は、計画どおりには進んでいない部分もある。情報通信技術法（ICT法。2016年第2号）の改正は2025年目標に延期された。電波法は、本省電波局が管轄だが、近く国民議会に承認されるのではないかと。

（調査実施者から、日本企業からは法令が明瞭ではなく対応に困っているという声を聴くと伝えたのに対し）外国からの投資を促進したいので法整備を進めているが、実務上運用できるかどうか分からない部分が多い。実務が動き出してからフィードバックしていただき、それを反映してより良いものとしていきたい。具体的な情報提供がまだできないところが多い。ラオスでは、インターネットの会社が増えているし、デジタル化に向けて様々な課題があるが、少しずつ解決していかなければいけない。

第7 ラオスで勤務する弁護士へのインタビュー

第7-1 ラオス弁護士会¹¹

2023年11月14日、ラオス弁護士会（Lao Bar Association: LBA）の要職にあるラオス法弁護士2名との間で、インタビュー（約2時間）を実施した（日ラ通訳）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

1 ラオスにおける弁護士の役割の変化について

ラオス法弁護士は、インタビュー時点で479名である。2020年から2023年まで150名くらい増えたので、1年当たり50人くらい増えていることとなる。目標はこれまでと変わらず2030年まで1000人を目指す方針である。

年々、弁護士の社会における需要は増加している。法廷には弁護士の関与が増えてきている。ラオスの経済が拡大にするにつれて、紛争が増え、より複雑なものになっているので弁護士が必要となってきている。国内のビジネスのトラブルにおいて弁護士利用の機会が増えてきた。かつては、事業主は、政府関係者や元関係者に相談する場合が多かったが、これらの方々は特定分野に関する知見のみで総合的なアドバイスができない。弁護士の経験、実績が増えてきて、これまでの適切な弁護士会の運営の下で信頼が高まってきている。実際には、政府関係を定年した方をシニアコンサルタントとして採用する企業が多いが、それでも弁護士を使う場合が増えてきた。国内のビジネス以外の紛争は、LBAが、ビエンチャン首都においては、首都及び首都内の9郡に法律相談所を開設している。地方17県のうち9県には法律相談所がある。司法省においては各郡司法事務所、各県司法局に法律相談窓口があるが、紛争となるような場合は司法省からLBAに送られてきてLBAが担当する。

（調査実施者から、前会長弁護士会から3つの課題があると聞いており、会費徴収等も含むLBAの独立した運営、各弁護士の能力の向上及び英語能力の向上の3点である、とのことであったが、現在はどうかという質問に対し）課題の一つとして、会費の徴収が残っている。直近の会費の未納が2億キープになっている。現在、会費を2年以上支払わないと会員から除名されることになっているが、司法省との交渉の中で除名にはならなかった。司法省は弁護士の数を減らしたくないからだと思う。今後は、1年の未納で氏名の公表、3年以上は業務停止、更に長い場合は除名という運用を確立していきたい。運営予算に関してはかつてよりは良くなった。弁護士の数が増えたことと委任状の認証のため30万キープを徴収しているこ

¹¹ 司法省の管轄下にある国家機関のひとつであるが、便宜上この項目に記載する。弁護士会の詳細については、入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS 第83号（2020年6月）。

とによって成り立っている。会費についてはより支払いやすい額で設定したい。ベトナムでも年額30ドルであるのに対し、ラオスは70ドルなので高く設定されている。能力向上の問題については、特定のテーマについてセミナーを実施している。ビジネス関係の法律相談、税金などで、参加者したい応募者も多い。周辺国のやり方に学んで継続参加型の研修にしていきたい。かつては海外ドナーの支援を得て海外の弁護士に知見を共有してもらっていたが、ラオス法弁護士にとっては遠い話で効果があまりなかった。現在は、ラオス法弁護士の経験を伝えていく方針にしている。

2 改正弁護士法について

2022年改正弁護士法が成立し、本年施行した。現行の弁護士会規則（2017年）も改正に取り組んでいる。先週もセミナーを実施したが、近い将来改正したいと考えている。

（調査実施者から、日本の弁護士法における非弁行為の禁止について説明したうえで、ラオスにおける実態について確認したことに対し）法律上では、法律家ではない者が法律事務所を開設してはいけないという規定がないが、2名の弁護士が必要（司法省の許可）という要件がある。弁護士会としては、自らに資格がないと法律事務所を創れないという法案にしたかったが、司法省が却下した。弁護士会としてはこの動きに反対している。弁護士2名が辞めてしまっても、法律事務所として形が残ったまま、弁護士でない者がリーガルサービスをやっている場合もある。また、法律事務所ではなくても、コンサルタントとして法律サービスを提供している場合は多い。コンサルタントは商工省と計画投資省の許可で設立ができ、司法省でチェックできないことが一つの問題。司法省の監査も十分ではない。司法省の中で法律サービスの実態をまだ理解していない人が多い。司法省は、法律事務所の監督に関する司法大臣令を作成しようとしている。弁護士会は、許可は司法省に委ねる一方、監査監督は弁護士会にさせてほしいと嘆願している。

3 外国法弁護士について

ラオスにおける外国人の弁護士は、現時点で、全部で13名、韓国人、オーストラリア人、カナダ人、アメリカ人、タイ人、中国人8名である。外国人の弁護士の中には、ラオス語をマスターし、ラオス法弁護士の資格を取った者がいて、韓国人、中国人、オーストラリア人各1名である。それ以外は、改正弁護士法第18条の外国法弁護士である。中国系の法律事務所はラオスでいったん設立した後に、中国から弁護士が入ってきて弁護士業務をやっているが、司法省の許可、弁護士会の登録をしていない。DFDLとかZICO Lawなどの国際系事務所は、実際は外国企業のクライアントから受任し、法律上ではその国の法律と国際法だけに対応できるが、90%はラオス法の相談となっている。しかしラオス法弁護士が共同して署名

することで違法にはならない。LBA としては適正に法律に基づいて活動してくれれば外国法弁護士についても歓迎である。経験の上で外国法弁護士に学ぶことが多くある。ダムや建設のプロジェクトなどで外国法弁護士は活躍している。

(調査実施者から改正弁護士法 18 条の司法省のほかラオス政府の解釈(条文の読み方)について確認したことに対し、) 実態として、外国法弁護士がラオス法の助言を実際にしていると思う。ラオスの会社が外国法弁護士を顧問として雇っているケースも耳にしたことがあるし、政府が外国法弁護士を顧問として雇ってラオス法のアドバイスを受けているという話もあり、某ラオス法弁護士からは司法省にクレームを出しているようである。第 18 条について司法省の公式な解釈はなく、あくまで個人的な見解であるが、ラオス法弁護士以外の者がラオス国内でも国外でもラオス法に法律相談をして報酬を得ることはできないのではないかなと思うが、ラオス法を通じた経験の共有であったり、ラオス法の分析であったりは問題なく、ラオス法の解説やセミナーも問題ないと思う。

4 その他

(調査実施者から日本企業がラオスにおいてビジネスをしたいと考えるときに、ビジネスを適切にサポートしていただけるラオス法弁護士をどのように探したらよいかと質問したことに対し) LBA として特定の弁護士を推薦する仕組みはないが、名簿は公表できる。最も可能性が高いのは、日本人の商工会議所や JETRO、JICA がその活動において弁護士と関わっているので、それらの機関に尋ねるか、ラオス人を通して司法省の関係者に聞くのが良いのではないかな。

日本の弁護士が、日本の国民から高い信頼を得ている理由について、日本国内法の整備も含めて、今後機会があれば共有してほしい。LBA は、非弁活動の解決のために弁護士の数を増やして質を向上させてきたが、規制を徹底するために国内機関の協力が必要となっている。現在は、司法省が問題解決に権限を持っているが、この点についての問題意識がないか、問題意識を持っているがどのように関わっていいかわからない状況である。この点を解決できると良い。

第7-2 ラオス法弁護士 A

2023年7月5日、約15年の実務経験を有するラオス法弁護士との間で、インタビュー（約1時間）を実施した（英語）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

私の業務は、現在、企業からの相談に関するものが約3割、刑事事件を含む個人に関する事件が約7割である。裁判所にも良く出廷する。刑事事件に関しては傷害事件であるとか恐喝事件であるとか何でも対応している。企業に関する相談のうち日本企業については、金銭消費貸借に関する問題だったり、建築関係の紛争だったりに関わったことがある。

ラオス法弁護士は、約7割の弁護士が全く英語を話せないが、若い弁護士では話せる人が増えていると思う。私の場合は、最初はフランス語をラオスで第二外国語として勉強していたが、難しくてすぐ忘れてしまった。そのあと東南アジアのNGOで働くようになって英語を使うようになったが、フランス語の土台の上に英語を覚えた感じ。

ラオス法の質や法の運用は、地域にもよるし法分野にもよるが、徐々に改善してきているように思う。特に法律の内容はかなりクリアになった。一部の政府職員が法律を理解しないで対応していることは確かである。その職員の年齢はあまり関係ない、つまりシニアでも理解している人はしているし、若くても理解していない人は多い。外国の企業も、ラオス法、自分たちの国との法との違いをもっと理解してほしい。

弁護士として司法省や検察院など政府機関と交渉するケースも多いが、かつてより弁護士の声に耳を傾けてくれるようになったと思っている。弁護士法が2022年に改正されて、弁護士の地位はより強化された。政府の運用は地域によって異なるので弁護士として交渉して手続を推進することはよくある。

日弁連やJICAを通じて日本から学びの機会をたくさんもらった。日本の弁護士が日本企業に対するリーガルサービスを拡大するのは良いことだし、ラオス法弁護士として、日本の弁護士と連携して日本企業に対するサポートを行えたらと思っている。

第7-3 ラオス法弁護士B

2023年11月16日、社内弁護士としての約10年の実務経験を有するラオス法弁護士Bとの間で、インタビュー（約1時間）を実施した（英語）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

勤務する企業には4人のラオス弁護士がおり、裁判所対応を含めて債権回収をする弁護士と法務部で契約書レビュー等のドキュメント対応をする弁護士に分かれている。自身は後者であるが、債権回収以外の訴訟対応、例えば被告代理人としての対応などをすることもある。

ラオス法の一番大きな問題点は、法律がクリアではないまま国家計画に従い成立させてしまっているところにある。そのため全ての法律において施行令が必要となる。そしてすぐに法律改正が必要となる。最近ではマネーロンダリング法の成立の際にそのように感じた。他方、ラオス法弁護士の問題としては人数の問題がある。現在、全国の県・首都レベル、郡レベルで弁護士による法律扶助が始まっているが、弁護士の絶対数が不足している。同時に、市民がいつでもいったら弁護士にどのような問題を解決してもらえるかという認識を持てるように、弁護士会として広報することが必要。市民に認知されていないゆえに、新しく弁護士になった者はどうやって市民から仕事を取っていかかわからない、という声をよく聞く。弁護士業務自体の普及が必要である。

弁護士が手続過程に参加できるような仕組みづくりも重要である。例えば、刑事被疑者が警察からの取調べに際して、弁護士の保護を受けられるような仕組みができていない。このような仕組みづくりに弁護士が関わっていくことが必要。こういったことは日本からの学んだ知見である。

ラオス法弁護士が日本法弁護士と連携して日本企業をサポートする可能性は十分にある。日本法以外の外国法弁護士が何名かラオスで事業を行っている。しかし、ラオス法弁護士を雇用してその弁護士の名でビジネスを行っているが、安い労働力を求めて使い回しにするケースがあると聞いている。

第7-4 外国法弁護士A

2023年7月6日、ラオスに滞在して約5年になる国際系法律事務所に勤務する外国法弁護士Aとの間で、インタビュー（約1時間）を実施した（英語）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

弊所は、一般企業法務、金融法務、労務、不動産、知財、エネルギーなどに対応する東南アジアを中心に展開する総合法律事務所。訴訟案件は取り扱っていない。クライアントは幅広く、95%は外資で、中国、韓国、欧米のほか、日本企業（小売業など）がいる。現在の日本からの投資が限定されているのは、地理的要因もあると思うが、理由はわからない。政府との交渉は、その案件の種類によって必要になってきて、ラオス法弁護士が局長級であったりそれ以下の職員であったりと協議する。一般的には非常に時間がかかる。ラオスはまだまだビジネスチャンスがあると思っている、資源は豊富だし、賃金もまだ安いので製造業などは進出しやすいのではないかと思う。

ラオス法は、法律レベルだと一般的なことしか規定されておらず、下位の政令、首相令や省令などのレベルで実際の運用のための規則が定められることが多いと思う。しかし、そのような規則が、法律が施行された後も制定されないケースや、制定されても、法律が5年から10年程度の期間で改正されるので、それに追いつかず、以前のままの運用が変わっていないケースがあるように思う。前者のように実務のガイドラインとなる規則が制定されない場合は、法律をどのように理解するか（解釈するか）の問題になるが、それがスタッフによってあるいは県によって異なる、又は理解できないため動かない、というのは運用上の問題が発生している原因ではないかと思う。例えば、ビジネスライセンスを発行するための運用も統一的ではなく、通常の運用のようなものが存在しないように思える。また、2005年担保取引法は、民法典が施行された後も効力を残しており、その下位の実施規則である動産担保の電子登録制度（2011年）も依然有効となっているが、1993年の書面登録制度も効力が重複して残っていて整理されていない。もちろん、政府職員の法律を扱う能力の向上や、省庁間にまたがる問題に対しては省庁間の連携を促進することもまた重要だと思う。

ラオス法弁護士の問題としてまず弁護士の数が少ないこと、現在400人程度しかいない。国を挙げて法の支配の実現を目指すことを宣言しているのであるから、弁護士の数が必要。確かに村レベルにおいては調停などでの紛争解決に頼っているが、企業紛争なども増えているので、弁護士は以前より必要となっている。しかし、司法研修所を出る若い人に話を聞くと、弁護士になりたいと言う人は少なく、多くは政府機関で働きたいと言う。民間で働いた

方がお金は稼げると思うが、政府でそれなりの給料をもらいながら、あまりストレスのかからない仕事をするのが良いと思っているのではないか。

また、ラオス法弁護士の基本的な法的スキルの改善のため司法研修所などでのトレーニングが重要。また、外資への対応のため第二言語の習得も重要だと思う。英語についてはまだあまりできる弁護士が多くないので、私のような（外国から来て英語が話せる）弁護士が働くことになっているが、英語だけでなく、中国語の習得もこれからは重要になると思う。弊所では、経験のあるラオス法弁護士も、新人として採用したラオス法弁護士もいるが、チームで仕事をしながらトレーニングしている。新人の弁護士には英語学校にも通わせている。ラオス政府はまだ法令の公式の英訳をほとんど出さないなので、所属のラオス法弁護士の手で行っている。

第7-5 外国法弁護士B

2024年1月15日、ラオスに滞在して約10年になる国際系法律事務所に勤務する外国法弁護士Bとの間で、インタビュー（約1時間）を実施した（英語）。概要、以下のとおりである。

（インタビュー）

弊所は、歴史ある事務所で、日系の法律事務所と協働したことがあるし、日系のクライアントもいる。企業に関わる全ての法分野に全て対応している。大規模の案件はバンコクにある事務所の手を借りて行う。現在、弊所はラオス法弁護士を含めて7人のスタッフを雇用している。より充実したサービスを提供するためにもう少し人を雇おうと思っている。私自身は、タイに縁があり、タイ語を学んでいた関係で、ラオス語の読解や会話もある程度できる。質の高いリーガルサービスを提供するためにはラオス法弁護士の教育が必須であり、業務の中で弁護士に対して指導しながらやっている。

ラオスには国際系の法律事務所がいくつかあるがまだまだ数が少ない。最近だと中国系の法律事務所が2つほど出てきたが、この状況はラオスで法実務を行うことの難しさを物語っている。ラオス法の運用には大きな課題があり、裁判官や担当省庁の職員が知見を有しておらず、運用が確立していない。裁判例は公開されていないので、先例の有無を裁判所にレターとして出せば回答してもらえることもあるが、照会に時間がかかる。また、企業登録や投資許可についてはある程度運用が確立しているので担当部署に確認するというのも意味がある（ただし担当官によって見解が変わることもままある）。しかし、倒産法や競争法の案件が来たときには、裁判官、担当官自体も初めての経験で、確立した運用が全くなかったことで、照会によって時間を費消できなかったこともあり、法に基づき独自に解釈して進めるしかなかった。そのような案件に対処するためには、ラオス法弁護士の能力を上げて法に基づき解釈し、法的書面を作成することができるようにしなければならない。案件を通じて裁判官や地方当局の職員などに法概念や考え方について講義や意見交換をすることもあり、（JICAが実施する支援のように）ラオスの法律家の育成の役割もあると思っている。